

第3章 定年後の収入と支出

1 退職手当制度の概要

退職手当は、職員が退職した場合に国家公務員退職手当法(以下「退手法」という。)に基づいて支給されます。退職手当は、次のように計算されます。

退職手当

= 基本額 (退職日現在の俸給月額×退職事由別・勤続期間別支給率) + 調整額

(注) 1円未満の端数は切り捨てます。

ただし、以下の場合等には、退職手当の全部又は一部が支給されないか、支給後であっても返納が求められます。

- (1) 懲戒免職処分を受けて退職した場合 (退手法第12条第1項第1号)
- (2) 失職した場合 (成年被後見人又は被保佐人に該当することによる失職を除く。) (同法第12条第1項第2号)
- (3) 刑事事件に関し退職後に禁錮以上の刑に処せられた場合 (同法第14条、第15条及び第17条)
- (4) 退職後に、在職期間中の非違行為が発覚し、それが懲戒免職処分相当の行為であると認められた場合 (※すでに職員が死亡しているときには、遺族等に対して支給がされないか返納が求められます。) (同法第14条から第17条まで)
- (5) 職員を故意に死亡させた遺族の場合 (同法第2条の2)

(1) 俸給月額

退手法上の俸給月額とは、「俸給」と「俸給の調整額」の月額合計額をいいます。

(地域手当、扶養手当、俸給の特別調整額等の諸手当は含みません。また、平成18年4月1日の給与構造改革の際の平成18年4月1日からの新俸給月額と平成18年3月31日現在の旧俸給月額との差額も含まれませんので、ご注意ください。)

なお、退職の日に休職、停職、減給その他の理由により、俸給の一部又は全部が支給されていない場合には、これらの理由がないと仮定した場合にその職員が受けるべき俸給月額が退職手当の算定基礎となります。

○「定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例」（退手法第5条の3）

整理、公務上の傷病若しくは死亡、又は勸奨により退職した者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢がその者に係る定年から10年を減じた年齢以上（定年が60歳であれば、50歳以上）であるものには、定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例が適用され、次に掲げる算式による額が退職手当の基本額の算定の基礎になります。

$$\text{基本額の算定の基礎となる額} = \text{退職日の俸給月額} \times \{1 + (2\% \times \text{定年年齢までの残年数})\}$$

(注) 一般職給与法の指定職俸給表4号俸相当以上の者については、1年当たりの割増率が1%、6号俸相当以上の者については同割増が不適用となっています。

【60歳定年、10月2日誕生日の職員の場合の俸給月額の特例】

退職日			6%
58歳の誕生日の前々日	9/30		
58歳の誕生日の前日	10/1	58歳	4%
58歳の誕生日	10/2		
59歳の誕生日の前々日	9/30		
59歳の誕生日の前日	10/1	59歳	2%
59歳の誕生日	10/2		
一定期間該当日前	4/1		
一定期間該当日	4/2		特例措置適用なし
60歳の誕生日の前々日	9/30		
60歳の誕生日の前日	10/1	60歳・定年到達日	
60歳の誕生日	10/2		
	3/31	定年退職日	

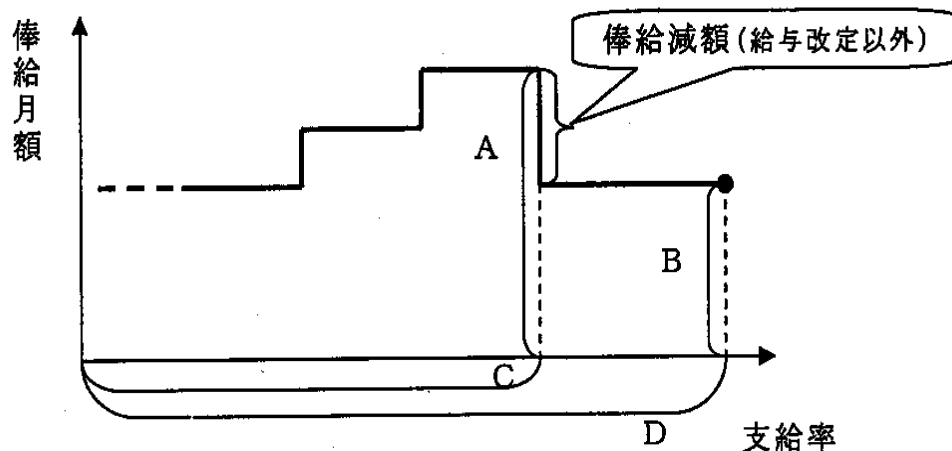
- 「俸給月額の変額改定以外の理由により俸給月額が変額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例」(退手法第5条の2)

在職期間中に、俸給月額の変額改定以外の理由(降格、俸給表間異動等)により俸給月額が変額されたことがある場合で、特定変額前俸給月額(当該理由による変額がなかったものとした場合の俸給月額のうち最も多いもの)が退職日俸給月額よりも多いときは、次のように退職手当の基本額の計算方法の特例を適用します。

(注) 本特例は、平成17年改正法の施行日(平成18年4月1日)以降の変額が対象となります。

【退職手当の基本額の計算方法の特例】

退職手当の基本額 = 特定変額前俸給月額 × 変額日前日までの勤続期間に応じた支給率 + 退職日俸給月額 × (退職日までの勤続期間に応じた支給率 - 変額日前日までの勤続期間に応じた支給率)



$$\text{退職手当の基本額} = A \times C + B \times (D - C)$$

(注) 定年前早期退職者特例措置の対象者は、「特定変額前俸給月額」と「退職日俸給月額」の両方が割増の対象となります。

(2) 勤続期間

勤続期間は、(1)の俸給月額とともに、退職手当の計算の基本的な要素です。

勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間により計算されます。この場合の計算は、月単位で行います(月の途中での採用、退職は、その月を1月として扱います。)。職員としての「引き続いた在職期間」には、地方公共団体や退手法施行令で定める公庫等における勤務期間、出向期間が通算されます。

ただし、次の場合には、その期間の全部又は一部を在職期間から除算したものが勤続期間となります。

<その2分の1の期間を除算するもの>

- ① 私傷病による休職、刑事休職及び一部の研究休職の期間
- ② 懲戒処分としての停職の期間
- ③ 育児休業の期間（ただし、子が1歳に達した日の属する月までの期間は3分の1を除算する。）

<その期間をすべて除算するもの>

- ① 職員団体専従休職の期間
- ② 自己啓発等休業の期間（ただし、その期間が公務の能率的な運営に特に資すると認められる場合には2分の1を除算する。）

【除算期間の計算例】

3月30日から8月29日まで休職等の場合

- ① この期間が休職又は停職処分であった場合
 - ② この期間が職員団体専従休職期間であった場合
- } 除算期間

3月と8月は1日以上勤務日があるので除算の対象とならない。
4月から7月までの4月間が除算期間の対象となる。

したがって、

- | | | | | | |
|------|------|---|--------|---|----|
| ①の場合 | 除算期間 | = | 4月×1/2 | = | 2月 |
| ②の場合 | 除算期間 | = | 4月 | | |

(3) 退職事由

退職の態様としては、①自己都合、②死亡、③傷病、④勸奨、⑤定年、⑥勤務官署の移転、⑦整理による退職があります。死亡、傷病による退職については、公務上と公務外とに区分され、さらに、公務外の傷病による退職については、通勤によるものと私傷病によるものに区分されています。

退職事由別勤続年数別の退職手当支給率は90頁の表を参照してください。

勸奨退職、定年退職の場合の支給率は、勤続11年未満（法第3条）、11年以上25年未満（法第4条）、25年以上（法第5条）によって適用が異なりますので注意してください。

(4) 調整額

調整額は、基礎在職期間の初日の属する月から末日の属する月までの各月毎に、当該各月にその者が属していた区分（第1号区分～第11号区分）に応じて定める額のうち、その額が多いものから60月分の調整月額を合計した額です。

ただし、調整額の算定対象は、平成8年4月1日以降の期間となります。

○退職手当の調整額区分表（指定職及び行政職俸給表（一）の例）

区分	対応する職員	調整月額	区分	対応する職員	調整月額
1	指定職（6号俸以上） これに相当する職員	79,200 円	6	行（一）7級 これに相当する職員	41,700 円
2	指定職（5号俸以下） これに相当する職員	62,500 円	7	行（一）6級 これに相当する職員	33,350 円
3	行（一）10級 これに相当する職員	54,150 円	8	行（一）5級 これに相当する職員	25,000 円
4	行（一）9級 これに相当する職員	50,000 円	9	行（一）4級 これに相当する職員	20,850 円
5	行（一）8級 これに相当する職員	45,850 円	10	行（一）3級 これに相当する職員	16,700 円
			11	その他の職員 （非常勤職員を含む。）	0 円

- (注) 1 第10区分の調整月額が適用されるのは、勤続25年以上退職者の場合に限る。
2 勤続9年以下の自己都合退職者等は調整額が支給されない。また、勤続4年以下の退職者（自己都合退職者以外）及び勤続10年以上24年以下の自己都合退職者は調整額が半額になる。

(参 考) 他の俸給表における調整額の区分例

区分	行政職(二)		専門行政職		公	(一)	医療職(二)		医療職(三)		福祉職	
	級	適用範囲	級	適用範囲			級	適用範囲	級	適用範囲	級	適用範囲
3			8		11							
4			7		10							
5			6		9							
6			5		8		8		7		6	
7			4		7		7 6		6		5	
8	5	総括的業務を行う長	3	V種以上	6		5	IV種以上	5		4	IV種以上
9	5	上記以外の者	3	上記以外の者	5 4	※1	5	上記以外の者	4		4	上記以外の者
10	4	在職期間が120月超の者	2		4	上記以外の者	4		3		3	
	3				※2	2	※3	2	職期間360月の者	2		
11		上記以外の者	1			上記以外の者		上記以外の者		上記以外の者	1	

- (注) 1 「※1」については、皇宮警部補以上の階級にある期間が156月を超える皇宮護衛官、副看守長以上の階級にある期間が120月を超える刑務官又は警備士以上の階級にある期間が24月を超える入国警備官
- 2 「※2」については、副看守長の階級にある期間が60月を超える刑務官又は警備士補の階級にある期間が60月を超える入国警備官
- 3 「※3」については、当該区分の該当として総務大臣が定める者
- 4 税務職及び公安職(二)については行政職(一)と同様の適用となる。
- 5 海事職、教育職、研究職等については省略した。

(5) 退職手当の計算例

【定年退職で在職中に休職期間のある例】

退職日の俸給月額 行(一) 5級73号俸 394,800円

在職期間 採用年月日 昭和48年(1973年)4月4日

昇格年月日 平成21年(2009年)4月1日 5級

退職年月日 平成24年(2012年)3月31日

私傷病による休職期間 除算対象期間 7月間

勤続期間 (2012年3月) - (1973年4月) - 除算期間 (7月 ÷ 2) = 38年8.5月
端数切り捨て → 38年

退職事由別勤続期間別支給率 59.28 (25年以上勤続、定年退職)

退職手当支給額 = 退職日の俸給月額 × 59.28 + 調整額
= 394,800円 × 59.28 + (25,000円 × 36月 + 20,850円 × 24月)
= 24,804,144円

【定年の3歳前における勧奨による退職の例】

退職日の俸給月額 行(一) 7級38号俸 440,600円

在職期間 採用年月日 昭和53年(1978年)4月1日

昇格年月日 平成21年(2009年)4月1日 7級

退職年月日 平成24年(2012年)3月31日

定年年齢までの残年数 3年

勤続期間 (2012年3月) - (1978年4月) = 34年

退職事由別勤続期間別支給率 58.188 (25年以上勤続、勧奨退職)

退職手当支給額
= 特例俸給月額(退職日の俸給月額 × (1 + 2% × 3年)) × 58.188 + 調整額
= 440,600円 × (1 + 2% × 3年) × 58.188 + (41,700円 × 36月 + 33,350円 × 24月)
= 29,477,490.8円 ≒ 29,477,490円 (1円未満端数切り捨て)

平成17年の改正（平成18年4月1日適用）に伴い、次のような経過措置等があります。

○ 新制度切替日前日額の保障

$$\text{新法等退職手当額} < \text{新制度切替日前日額} = \text{新制度切替日前日額}$$

上の図のように、新制度切替日前日（平成18年3月31日）に仮に退職したとして計算した退職手当額の方が平成18年4月1日以降の「新法等退職手当額」よりも高くなる場合には、その額（新制度切替日前日額）が保障されることになっています。

【経過措置に伴う退職手当額の計算例】

（例1）新法等退職手当額が有利となる例

退職日 平成24年（2012年）3月31日（60歳）定年退職
退職日俸給月額 行（一） 6級65号俸 416,900円
支給率 勤続38年のため 59.28
採用日 昭和49年（1974年）4月1日
生年月日 昭和27年（1952年）1月4日
略歴 平成16年（2004年）4月1日 行（一） 8級（旧法）

（仮に退職）平成18年（2006年）3月31日 行（一） 8級19号俸（旧法）442,400円
勤続年数32年、支給率54.6

1 新法等退職手当額を算定

調整額区分の高いところから60月分 第7号区分：60月
 $416,900 \times 59.28 + 33,350 \times 60 = 24,713,832 + 2,001,000 = 26,714,832$ 円

2 新制度切替日前日額を算定

$442,400 \times 54.6 = 24,155,040$ 円 1の方が高い

3 退職手当額の算定

1 > 2のため1の額となる。
退職手当額 = 26,714,832円

(例2) 新制度切替日前日額が有利となる例

退職日 平成24年(2012年)3月31日(58歳) 勸奨退職、勤続年数40年
定年年齢までの残年数 2年
退職日俸給月額 行(一) 7級40号俸 442,400円
支給率 勤続40年のため 59.28
採用日 昭和47年(1972年)4月1日
生年月日 昭和28年(1953年)5月2日
略歴 平成14年(2002年)4月1日 行(一) 8級(旧法)
平成18年(2006年)1月1日 行(一) 9級(旧法)
平成18年(2006年)4月1日 行(一) 7級(新法)

(仮に退職) 平成18年(2006年)3月31日 行(一) 9級12号俸(旧法) 451,900円
勸奨退職、勤続年数34年、支給率57.72

1 新法等退職手当額を算定

調整額区分の高いところから60月分 第6号区分:60月
 $(442,400 \times (1 + 2\% \times 2年)) \times 59.28 + (41,700 \times 60)$
 $= 27,274,490.88 + 2,502,000 = 29,776,490.88円$

2 新制度切替日前日額を算定

$(451,900 \times (1 + 2\% \times 8年)) \times 57.72 = 30,257,054.88円$ 2の方が高い

3 退職手当額の算定

1 < 2のため2の額となる。

退職手当額 = 30,257,054円 (1円未満の端数切り捨て)

国家公務員退職手当支給率一覧（平成18年4月1日から）

勤続年数	法第3条			法第4条		法第5条		
	自己都合	11年未満勤続定年・勸奨・任期終了・公務外死亡・通勤災害傷病等	公務外傷病（通勤災害傷病を除く）	25年未満勤務官署の移転等	11年以上25年未満勤続定年・勸奨・任期終了・公務外死亡・通勤災害傷病等	整理、公務上死亡・傷病	25年以上勤務官署の移転等	25年以上勤続定年・勸奨・任期終了・公務外死亡・通勤災害傷病等
1	0.6	1.0	1.0	1.25		1.5(3.6a)		
2	1.2	2.0	2.0	2.5		3.0(4.5a)		
3	1.8	3.0	3.0	3.75		4.5(5.4a)		
4	2.4	4.0	4.0	5.0		6.0(5.4a)		
5	3.0	5.0	5.0	6.25		7.5		
6	3.6	6.0	6.0	7.5		9.0		
7	4.2	7.0	7.0	8.75		10.5		
8	4.8	8.0	8.0	10.0		12.0		
9	5.4	9.0	9.0	11.25		13.5		
10	6.0	10.0	10.0	12.5		15.0		
11	8.88		11.1	13.875	13.875	16.65		
12	9.76		12.2	15.25	15.25	18.3		
13	10.64		13.3	16.625	16.625	19.95		
14	11.52		14.4	18.0	18.0	21.6		
15	12.4		15.5	19.375	19.375	23.25		
16	15.39		17.1	21.375	21.375	24.9		
17	16.83		18.7	23.375	23.375	26.55		
18	18.27		20.3	25.375	25.375	28.2		
19	19.71		21.9	27.375	27.375	29.85		
20	23.5		24.44	30.55	30.55	32.76		
21	25.5		26.52	32.63	32.63	34.476		
22	27.5		28.6	34.71	34.71	36.192		
23	29.5		30.68	36.79	36.79	37.908		
24	31.5		32.76	38.87	38.87	39.624		
25	33.5		34.84			41.34	41.34	41.34
26	35.1		36.504			43.212	43.212	43.212
27	36.7		38.168			45.084	45.084	45.084
28	38.3		39.832			46.956	46.956	46.956
29	39.9		41.496			48.828	48.828	48.828
30	41.5		43.16			50.7	50.7	50.7
31	42.7		44.408			52.572	52.572	52.572
32	43.9		45.656			54.444	54.444	54.444
33	45.1		46.904			56.316	56.316	56.316
34	46.3		48.152			58.188	58.188	58.188
35	47.5		49.4			59.28	59.28	59.28
36	48.7		49.4			59.28	59.28	59.28
37	49.9		49.9			59.28	59.28	59.28
38	51.1		51.1			59.28	59.28	59.28
39	52.3		52.3			59.28	59.28	59.28
40	53.5		53.5			59.28	59.28	59.28
41	54.7		54.7			59.28	59.28	59.28
42	55.9		55.9			59.28	59.28	59.28
43	57.1		57.1			59.28	59.28	59.28
44	58.3		58.3			59.28	59.28	59.28
45	59.28		59.28			59.28	59.28	59.28

- (注) 1 ()内は、最低保障である。aは、基本給月額を示し、基本給月額とは、俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当（又はこれに相当する手当）の月額合計額をいう。
- 2 自己都合を除く勤続20年以上の長期勤続者については、法附則第21項から第23項まで及び昭和48年法律第30号附則第5項から第7項の特例による退職手当の基本額の調整(104/100)を含めた計数である。

国家公務員退職手当支給率一覧

(平成16年10月1日～平成18年3月31日)

勤続年数	自己都合	①公務外傷病 ②20年未満勤続定年・勸奨・任期終了・公務外死亡・通勤災害傷病等	①勤務官署の移転 ②20年以上25年未満勤続定年・勸奨・任期終了・公務外死亡・通勤災害傷病等	①整理・公務上死亡・公務上傷病 ②25年以上勤続定年・勸奨・任期終了・公務外死亡・通勤災害傷病等
1	0.6	1.0	1.25	1.5(3.6a)
2	1.2	2.0	2.5	3.0(4.5a)
3	1.8	3.0	3.75	4.5(5.4a)
4	2.4	4.0	5.0	6.0(5.4a)
5	3.0	5.0	6.25	7.5
6	4.5	6.0	7.5	9.0
7	5.25	7.0	8.75	10.5
8	6.0	8.0	10.0	12.0
9	6.75	9.0	11.25	13.5
10	7.5	10.0	12.5	15.0
11	8.88	11.1	13.875	16.65
12	9.76	12.2	15.25	18.3
13	10.64	13.3	16.625	19.95
14	11.52	14.4	18.0	21.6
15	12.4	15.5	19.375	23.25
16	13.28	16.6	20.75	24.9
17	14.16	17.7	22.125	26.55
18	15.04	18.8	23.5	28.2
19	15.92	19.9	24.875	29.85
20	21.0	21.84	27.3	32.76
21	22.2	23.088	28.86	34.632
22	23.4	24.336	30.42	36.504
23	24.6	25.584	31.98	38.376
24	25.8	26.832	33.54	40.248
25	33.75	35.1	35.1	42.12
26	35.25	36.66	36.66	43.992
27	36.75	38.22	38.22	45.864
28	38.25	39.78	39.78	47.736
29	39.75	41.34	41.34	49.608
30	41.25	42.9	42.9	51.48
31	42.5	44.2	44.2	53.04
32	43.75	45.5	45.5	54.6
33	45.0	46.8	46.8	56.16
34	46.25	48.1	48.1	57.72
35	47.5	49.4	49.4	59.28
36	48.75	49.4	49.4	59.28
37	50.0	50.0	50.0	59.28
38	51.25	51.25	51.25	59.28
39	52.5	52.5	52.5	59.28
40	53.75	53.75	53.75	59.28
41	55.0	55.0	55.0	59.28
42	56.25	56.25	56.25	59.28
43	57.5	57.5	57.5	59.28
44	58.75	58.75	58.75	59.28
45	59.28	59.28	59.28	59.28

- (注) 1 ()内は、最低保障である。aは、基本給月額を示し、基本給月額とは、俸給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する調整手当(又はこれに相当する手当)の月額の合計額をいう。
- 2 自己都合を除く勤続20年以上の長期勤続者については、法附則第21項から第23項まで及び昭和48年法律第30号附則第5項から第7項による退職手当の額の調整(104/100)を含めた計数である。

(6) 退職手当に係る税金

退職所得は、他の所得とは合算せずに切り離して税額を計算します。

なお、退職の際に「退職所得の受給に関する申告書」を退職手当の支払者に提出することとなります。

① 所得税の計算

〈課税対象額の計算〉

$$(\text{退職手当額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 = \text{課税対象額}(1,000\text{円未満切捨})$$

〈退職所得控除額の計算方式〉（勤続年数について1年未満の端数は切り上げます。）

勤続年数が20年以下の場合

$$\text{勤続年数} \times 40\text{万円} \quad (\text{退職所得控除額が}80\text{万円未満の場合には、}80\text{万円})$$

勤続年数が20年を超える場合

$$(\text{勤続年数} - 20) \times 70\text{万円} + 800\text{万円}$$

(注) 退職所得控除額については、資料編263頁「源泉徴収のための退職所得控除額の表」を参照してください。

この計算式から得た「**課税対象額**」に、所得税が課税されます。

$$\text{課税対象額} \times \text{税率} - \text{控除額}$$

【所得税額の速算表】

課税対象額	税率	控除額
195万円以下	5%	—
195万円超 330万円以下	10%	97,500円
330万円超 695万円以下	20%	427,500円
695万円超 900万円以下	23%	636,000円
900万円超 1,800万円以下	33%	1,536,000円
1,800万円超	40%	2,796,000円

例1：勤続38年で退職手当額が2,500万円の場合

$$\text{退職所得控除額} = (38 - 20) \times 70\text{万円} + 800\text{万円} = 2,060\text{万円}$$

$$\text{課税対象額} = (2,500\text{万円} - 2,060\text{万円}) \times 1/2 = 220\text{万円}$$

$$\text{税額} = 220\text{万円} \times 10\% - 97,500\text{円} = 122,500\text{円}$$

例2：勤続38年で退職手当額が3,000万円の場合

$$\text{退職所得控除額} = (38 - 20) \times 70\text{万円} + 800\text{万円} = 2,060\text{万円}$$

$$\text{課税対象額} = (3,000\text{万円} - 2,060\text{万円}) \times 1/2 = 470\text{万円}$$

$$\text{税額} = 470\text{万円} \times 20\% - 427,500\text{円} = 512,500\text{円}$$

② 住民税の計算

退職所得に係る住民税の税率（10%）は、市町村民税（特別区民税）が6%、道府県民税（都民税）が4%となっています。

退職手当額から所得税の場合と同様に退職所得控除額控除後の金額を求め、それぞれの額を計算します。なお、当分の間は、これにより求めた金額からその10%に相当する金額を控除することになっています。

また、税額に100円未満の端数がある場合には、それぞれ100円未満の端数を切り捨てます。

例1の場合：

$$\begin{aligned} \text{退職所得控除額控除後の金額} &= (2,500\text{万円} - 2,060\text{万円}) \times 1/2 = 220\text{万円} \\ \text{市町村民税} &= 220\text{万円} \times 6\% \times 90\% = 118,800\text{円} \\ \text{道府県民税} &= 220\text{万円} \times 4\% \times 90\% = 79,200\text{円} \\ \text{合 計} &= 19.8\text{万円} \end{aligned}$$

例2の場合：

$$\begin{aligned} \text{退職所得控除額控除後の金額} &= (3,000\text{万円} - 2,060\text{万円}) \times 1/2 = 470\text{万円} \\ \text{市町村民税} &= 470\text{万円} \times 6\% \times 90\% = 253,800\text{円} \\ \text{道府県民税} &= 470\text{万円} \times 4\% \times 90\% = 169,200\text{円} \\ \text{合 計} &= 42.3\text{万円} \end{aligned}$$

なお、上記の退職手当に課税される所得税及び住民税に併せて、退職年の4月分及び5月分の住民税も一緒に退職手当の支給時に源泉徴収されるのが一般的となっています。

(7) 退職手当取額計算書

① 新法等退職手当額の算定

ア 勤続年数

退職(予定)年月	年 月	満 歳	採用年月	年 月
勤続年数	年 月 a			

除算期間

除算対象期間	除算率*	除算年月 b
年 月		年 月
年 月		年 月

* 休職等 1/2、
職員団体専従休職期間等 1/1

退職手当法上の勤続期間 = 勤続年月数 a - 除算年月数 b → 手当計算上勤続年数
 - = 年(端数切り捨て)

税法上の勤続年数 = 勤続年数 → 年(端数切り上げ)

(注) 税法上の勤続年数の扱いとしては、職員団体専従休職期間はすべて除算するが、休職期間は除算せず、全休職期間を勤続年数として含める。

イ 退職事由

定年 勸奨 自己都合 その他

ウ 支給率

アとイをもとに「国家公務員退職手当支給率一覧」(90頁)の支給率 d

エ 退職日の俸給月額

円 e

勸奨等でかつ定年前10年以内、勤続25年以上等の場合

→ e × {1 + 2% × (定年年齢 - 退職時年齢)} = 円 f

(注) 一般職給与法の指定職俸給表4号俸相当以上の者については、割増率が変わります。

オ 調整額

基礎在職期間のうち、その調整月額の高い方から60月分の合計額を加算

円 × 月 + 円 × 月 = 円 g

以上により

e又はf 退職日の俸給月額	d 支給率	g 調整額	A 退職手当支給額
<input type="text"/> 円	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/> 円

② 新制度切替日前日額の算定

ア 新制度切替日前日の俸給月額 円 h

勸奨等でかつ新制度切り替え日前日において定年前10年以内、
勤続25年以上等の場合

$$\rightarrow h \times \{1 + 2\% \times (\text{定年年齢} - \text{退職時年齢})\} = \text{円 } i$$

(注) 一般職給与法の指定職俸給表4号俸相当以上の者については、割増率が変わります。

イ ①のアとイをもとに「国家公務員退職手当支給率一覧」(91頁)の支給率 j
(勤続年数は切替日前日までの年数)

以上により

h又はi 退職日の俸給月額	j 支給率	B 退職手当支給額
<input type="text"/> 円	<input type="text"/>	<input type="text"/> 円

③ 退職手当額を算定

88・89頁の経過措置等を参考にし、A < Bであれば②の切替日前日額の保障により、Bの額になります。

④ 退職手当に係る税額

$$\begin{aligned} \text{課税対象額} &= \text{退職手当支給額} - \text{退職所得控除額} \\ &= (A \text{ or } B \text{ } \text{円} - \text{ア } \text{万円}) \times 1/2 \\ &= \text{円} \rightarrow (1000\text{円未満は切り捨て)} \\ & \text{C } \text{円} \end{aligned}$$

c が20年超→(勤続年数 c - 20) × 70万円 + 800万円 = ア 万円

20年以下→ c ア 万円

ア 所得税（92頁所得税の計算参照）

$$\text{所得税} = \text{C} \begin{array}{|c|} \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率} \\ \hline \end{array} \% - \begin{array}{|c|} \hline \text{控除額} \\ \hline \end{array} \text{万円} = \text{イ} \begin{array}{|c|} \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

イ 住民税（93頁住民税の計算参照）

$$\text{市町村民税} = \text{C} \begin{array}{|c|} \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率} \\ \hline \end{array} 6 \% \times \begin{array}{|c|} \hline \text{控除額} \\ \hline \end{array} 90 \% = \text{ウ} \begin{array}{|c|} \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

$$\text{道府県民税} = \text{C} \begin{array}{|c|} \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{税率} \\ \hline \end{array} 4 \% \times \begin{array}{|c|} \hline \text{控除額} \\ \hline \end{array} 90 \% = \text{エ} \begin{array}{|c|} \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

⑤ 退職手当の税引き後の手取額

$$\text{A or B} \begin{array}{|c|} \hline \text{退職手当支給額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{税額 (イ+ウ+エ)} \\ \hline \end{array} = \text{税引後手取額}$$

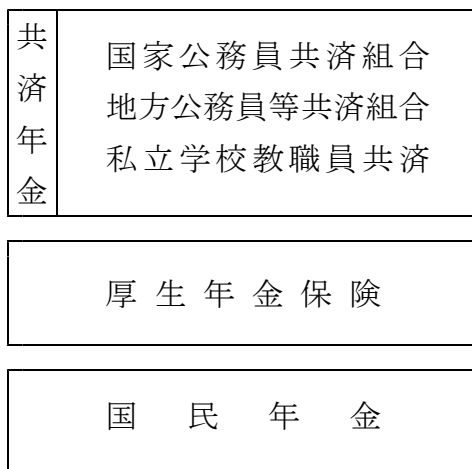
2 退職共済年金制度の概要

(1) 公的年金制度

我が国における公的年金制度は、右図のとおり3種5制度に分かれています。

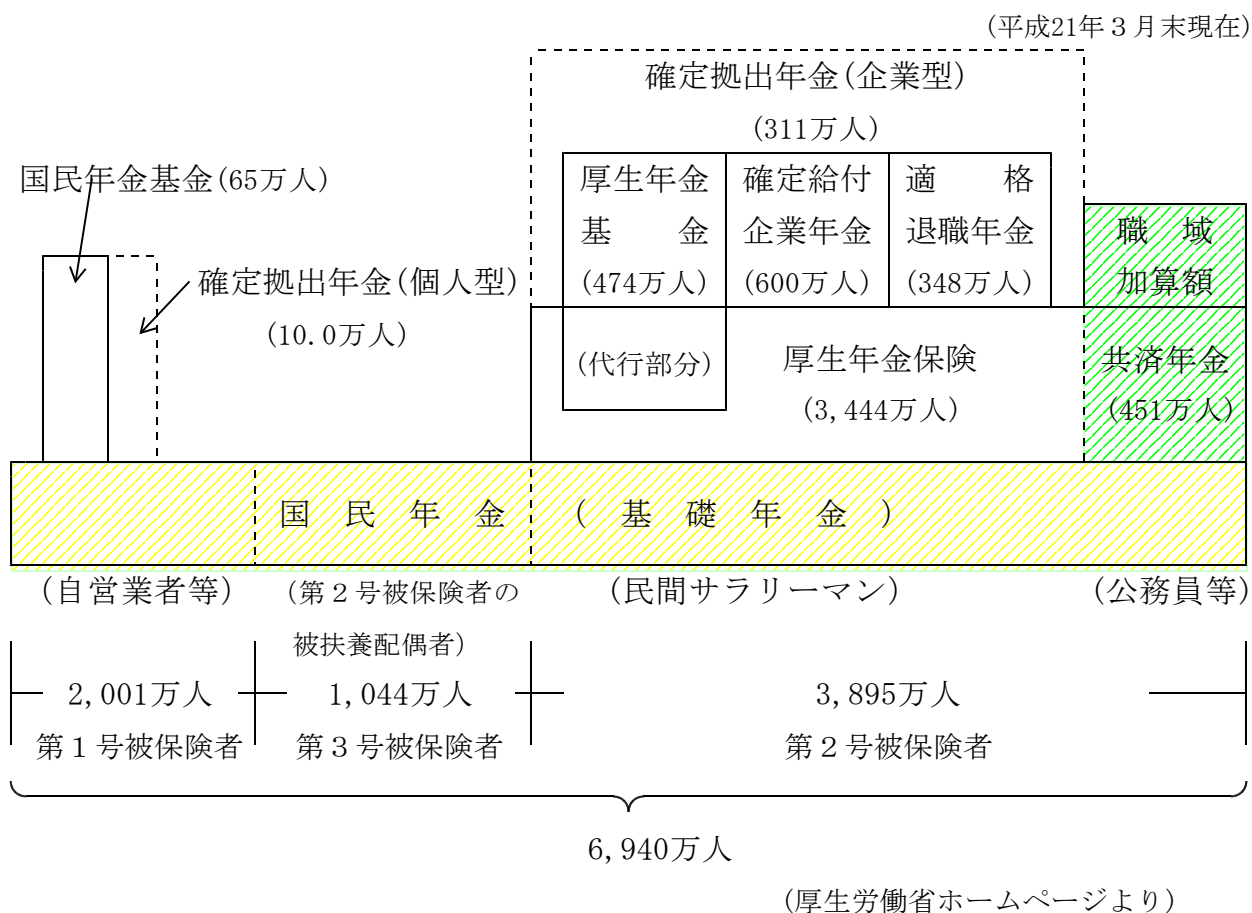
〈基礎年金制度〉

昭和61年4月1日以降、共済組合の組合員は、共済年金とともに国民年金にも加入することになり、同時に二つの年金制度の適用を受けることになっています。



共済年金は、国民年金の上乗せとして報酬に比例した年金を支給する制度です。

年金制度の体系



(2) 退職共済年金制度

退職共済年金は、65歳から支給されることになっていますが、当分の間、昭和36年4月1日以前に生まれた者に対しては、特例により「特別支給の退職共済年金」が60歳から64歳の間に支給され、65歳に達した時点で、特別支給に代わって、新たな手続きにより「本来支給の退職共済年金」が支給されることとされています。

- ① 特別支給の退職共済年金 ⇒ 60歳から64歳の間に支給
- ② 本来支給の退職共済年金 ⇒ 65歳から支給

① 特別支給の退職共済年金(60歳から65歳に達するまでの間の年金)

ア 受給要件

次の3つの要件を満たした場合には、特別支給の退職共済年金が65歳に達するまで支給されます。ただし、フルタイムで再任用された場合など組合員である期間は原則として年金の支給は停止されます。

- a 生年月日に応じて定められた年齢に達していること(下の表1参照)
- b 組合員期間等(注)が25年以上あること(特例あり。下の表2参照)
- c 組合員期間が1年以上あること

(注) 公的年金制度に加入していた期間(共済組合の組合員期間、国民年金や厚生年金保険の被保険者期間等)を合算した期間

【表1 生年月日別年金支給開始年齢】

生 年 月 日	支給開始年齢
昭和28年4月1日以前	60歳
28年4月2日 ~ 30年4月1日	61歳
30年4月2日 ~ 32年4月1日	62歳
32年4月2日 ~ 34年4月1日	63歳
34年4月2日 ~ 36年4月1日	64歳

【表2 受給資格期間の特例】

生 年 月 日	受給資格期間(注)
昭和27年4月1日以前	20年
27年4月2日 ~ 28年4月1日	21年
28年4月2日 ~ 29年4月1日	22年
29年4月2日 ~ 30年4月1日	23年
30年4月2日 ~ 31年4月1日	24年

(注) 受給資格期間は、公的年金制度に加入していた期間のうち、国民年金を除いた共済組合又は厚生年金保険に加入していた期間を合算した期間

イ 年金支給開始年齢

特別支給については、平成13年度から定額部分及び加給年金の支給開始年齢が引き上げられ、さらに、平成25年度から厚生年金相当額部分、職域加算部分の支給開始年齢が引き上げられます。

ただし、退職していて、かつ、次のいずれかの要件を満たしている者には、下記ウのa～dの年金が支給されます。

- ・ 初診日から起算して1年6月を経過した日以後（又は同日前に症状が固定したとき）に障害の程度が3級以上の等級に該当し請求した者 ⇒ 障害者特例
- ・ 昭和36年4月1日以前に生まれた者で組合員期間が44年以上ある者
⇒ 長期加入者特例

ウ 支給される年金額

その者の生年月日により、下記の年金が支給されます。

a 定額

65歳からの老齢基礎年金に相当する年金です。60歳から生年月日に応じて段階的に引き上げられており、昭和24年4月2日以降生まれの者からは加算されません。

b 厚生年金相当額

民間被用者の厚生年金に相当する年金で、厚生年金と同じ給付設計となっています。現在は60歳から支給されていますが、昭和28年4月2日以降に生まれた者から段階的に61歳から64歳に引き上げられ、昭和36年4月2日以降に生まれた者からは65歳から支給されることとなります。

c 職域加算額

公務の特殊性、民間における企業年金の普及状況等が考慮され、昭和61年4月の基礎年金制度の導入と同時に創設された年金制度で、給付水準は組合員期間20年以上の場合で厚生年金相当額の2割となっています。この額についても、現在は60歳から支給されていますが、昭和28年4月2日以降に生まれた者から段階的に61歳から64歳に引き上げられ、昭和36年4月2日以降に生まれた者からは65歳から支給されることとなります。

d 加給年金額

組合員期間20年以上の年金受給者に65歳未満の被扶養配偶者や18歳の年度末までの子供又は20歳未満で障害等級が1級・2級に該当する子供がいる場合に加算される年金です。

【生年月日別の支給される年金の種類】

(いずれも配偶者が年下で加給年金の受給要件を満たしている場合を想定)

昭和16年4月1日以前に生まれた者(平成12年度以前に60歳に達する者)

60歳	65歳	配偶者65歳
加給年金額	加給年金額	
職域加算額	職域加算額	
厚生年金相当額	厚生年金相当額	
定額	老齡基礎年金(本人分)	老齡基礎年金(配偶者分)
※特別支給の退職共済年金※		本来支給の退職共済年金

昭和16年4月2日～18年4月1日に生まれた者(平成13～14年度に60歳に達する者)

60歳	61歳	65歳	配偶者65歳
	加給年金額	加給年金額	
	職域加算額	職域加算額	
	厚生年金相当額	厚生年金相当額	
	定額	老齡基礎年金(本人分)	老齡基礎年金(配偶者分)

昭和18年4月2日～20年4月1日生にまれた者(平成15～16年度に60歳に達する者)

60歳	62歳	65歳	配偶者65歳
	加給年金額	加給年金額	
	職域加算額	職域加算額	
	厚生年金相当額	厚生年金相当額	
	定額	老齡基礎年金(本人分)	老齡基礎年金(配偶者分)

昭和20年4月2日～22年4月1日に生まれた者(平成17～18年度に60歳に達する者)

60歳	63歳	65歳	配偶者65歳
	加給年金額	加給年金額	
	職域加算額	職域加算額	
	厚生年金相当額	厚生年金相当額	
	定額	老齡基礎年金(本人分)	老齡基礎年金(配偶者分)

昭和22年4月2日～24年4月1日に生まれた者(平成19～20年度に60歳に達する者)

60歳	64歳	65歳	配偶者65歳
	加給年金額	加給年金額	
	職域加算額	職域加算額	
	厚生年金相当額	厚生年金相当額	
	定額	老齡基礎年金(本人分)	老齡基礎年金(配偶者分)

昭和24年4月2日～28年4月1日に生まれた者（平成21～24年度に60歳に達する者）

60歳	65歳	配偶者65歳
	加給年金額	
職域加算額	職域加算額	
厚生年金相当額	厚生年金相当額	
	老齢基礎年金（本人分）	老齢基礎年金（配偶者分）

昭和28年4月2日～30年4月1日に生まれた者（平成25～26年度に60歳に達する者）

61歳	65歳	配偶者65歳
	加給年金額	
職域加算額	職域加算額	
厚生年金相当額	厚生年金相当額	
	老齢基礎年金（本人分）	老齢基礎年金（配偶者分）

昭和30年4月2日～32年4月1日に生まれた者（平成27～28年度に60歳に達する者）

62歳	65歳	配偶者65歳
	加給年金額	
職域加算額	職域加算額	
厚生年金相当額	厚生年金相当額	
	老齢基礎年金（本人分）	老齢基礎年金（配偶者分）

昭和32年4月2日～34年4月1日に生まれた者（平成29～30年度に60歳に達する者）

63歳	65歳	配偶者65歳
	加給年金額	
職域加算額	職域加算額	
厚年相当	厚生年金相当額	
	老齢基礎年金（本人分）	老齢基礎年金（配偶者分）

昭和34年4月2日～36年4月1日に生まれた者（平成31～32年度に60歳に達する者）

64歳	65歳	配偶者65歳
	加給年金額	
職域加算額	職域加算額	
厚年相当	厚生年金相当額	
	老齢基礎年金（本人分）	老齢基礎年金（配偶者分）

昭和36年4月2日以後に生まれた者（平成33年度以降に60歳に達する者）

65歳	配偶者65歳
加給年金額	
職域加算額	
厚生年金相当額	
老齢基礎年金（本人分）	老齢基礎年金（配偶者分）

エ 組合員期間の計算

組合員期間は、公務員等として「就職した月」から「退職した月の前月(定年等のように月の末日に退職した時はその月)」までの期間の月数によって計算することとなります。(ただし、昭和61年3月31日までの組合員期間の計算は、「就職した月」から「退職した月」までの期間の月数により計算します。)



オ 平均標準報酬月額及び平均標準報酬額

共済年金の額は平均標準報酬月額又は平均標準報酬額を基礎にして算定されます。平均標準報酬月額とは、平成15年4月前の各月の掛金の標準となった標準報酬の月額を平均した額をいいます。また、平均標準報酬額とは、平成15年4月以後の各月の掛金の標準となった標準報酬の月額と標準期末手当等の額の総額を平成15年4月以後の月数で除して得た額をいいます。

$$\text{平均標準報酬月額} = \frac{\text{平成15年4月前の各月の標準報酬月額の総額}}{\text{平成15年4月前の組合員期間の月数}}$$

$$\text{平均標準報酬額} = \frac{\text{平成15年4月以後の各月の標準報酬月額の総額} + \text{標準期末手当等の総額(注)}}{\text{平成15年4月以後の組合員期間の月数}}$$

(注) 標準期末手当等の総額とは、期末手当と勤勉手当のことで、6月、12月それぞれの額に1000円未満の端数があるときには、これを切り捨てた額(150万円上限)となります。

なお、昭和61年4月から標準報酬制度が導入されたことから、昭和61年3月31日までの組合員期間がある場合には、組合員期間を昭和61年3月31日までと昭和61年4月1日以降とに分けて計算する必要があります。その際、昭和56年4月1日以前から組合員である場合には、昭和56年4月1日から昭和61年3月31日までの5年間の俸給（級号俸）を基礎にして、昭和61年3月31日以前の標準報酬月額を計算することとなりますので、前頁の平均標準報酬月額の式は次のようになります。

	昭61. 3. 31までの 標準報酬月額(注) ×	昭61. 3. 31までの 組合員期間の月数	+	昭61. 4. 1から平15. 3. 31 までの標準報酬月額の総額
平均標準 報酬月額	= $\frac{\text{昭61. 3. 31までの標準報酬月額(注) × 昭61. 3. 31までの組合員期間の月数 + 昭61. 4. 1から平15. 3. 31までの標準報酬月額の総額}}{\text{昭61. 3. 31までの組合員期間の月数} + \text{昭61. 4. 1から平15. 3. 31までの組合員期間の月数}}$			

(注) 昭61. 3. 31までの標準報酬月額 = $\frac{\text{昭56. 4から61. 3までの掛金の基礎となった俸給月額の総額}}{60\text{月}} \times \text{補正率} \times \text{再評価率}$

カ 年金額の計算式

平成16年10月以降の年金額の計算については、同年の法律改正により、年金額計算の基礎となる標準報酬月額等に係る再評価率や定額単価等の各種金額が引き下げられ、改定後の金額に基づき計算されることとなりましたが、これにより計算した額が法律改正前の規定による額に0.981を乗じて計算した額（平成18年物価スライド改訂後の額）に満たない場合には、その額が保障されることとなっています。これを「平成16年改正による従前保障額」といいます。

現在は、この平成16年改正による従前保障額（平成6年水準の額）の方が有利となっていますので、以下の計算式については、平成16年改正による従前保障額によるものを掲載します。

I 定額（昭和24年4月2日以降生まれの者には適用されません。）

$$1,676\text{円} \times \text{組合員期間の月数} \times 0.981$$

（480月を限度）

II 厚生年金相当額

平成15年4月1日からの総報酬制の導入及び平成16年改正により、次のi)、ii)の合計額となります。（平成6年水準の額。Ⅲの職域加算額も同じ。）

i) 平成15年3月までの分

$$\begin{aligned} & \text{平均標準報酬月額} \times 0.0075 \times \text{平成15年3月以前の組合員期間の月数} \\ & \text{（平成6年水準の額）} \\ & \times 1.031 \text{（注1）} \times 0.981 \text{（注2）} \end{aligned}$$

- (注) 1 「1.031」は、平成6年から平成10年までの累積物価変動率(以下同じ。)
 2 「0.981」は、平成14年以降の累積物価変動率(以下同じ。)
 3 平成11年から平成13年までの物価変動率によるスライドは実施されていない。

ii) 平成15年4月以降の分

$$\begin{aligned} & \text{平均標準報酬額} \times 0.005769 \times \text{平成15年4月以後の組合員期間の月数} \\ & (\text{平成6年水準の額}) \\ & \times 1.031 \times 0.981 \end{aligned}$$

III 職域加算額 (組合員期間20年以上の場合)

i) 平成15年3月までの分

$$\begin{aligned} & \text{平均標準報酬月額} \times 0.00150 \times \text{平成15年3月以前の組合員期間の月数} \\ & (\text{平成6年水準の額}) \\ & \times 1.031 \times 0.981 \end{aligned}$$

ii) 平成15年4月以降の分

$$\begin{aligned} & \text{平均標準報酬額} \times 0.001154 \times \text{平成15年4月以後の組合員期間の月数} \\ & (\text{平成6年水準の額}) \\ & \times 1.031 \times 0.981 \end{aligned}$$

IV 加給年金額

組合員期間が20年以上である退職共済年金の受給権者によって生計を維持されている65歳未満の配偶者(年収850万円未満又は所得65万5千円未満である者)や子(18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間において、まだ配偶者がいない者又は20歳未満で障害の程度が1級又は2級に該当している者)がある場合は下記のとおり年金額が加算されます。

(配偶者が65歳に達した時以降は、加給年金額に代えて配偶者自身の老齢基礎年金に振替加算(次頁参照)が加算されます。)

対象者	受給権者の生年月日等	加給年金額
配偶者	昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	327,600円
	昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	361,000円
	昭和18年4月2日～	394,500円
子	2人まで1人につき	227,000円
	3人目から1人につき	75,600円

② 本来支給の退職共済年金(65歳以降の年金)

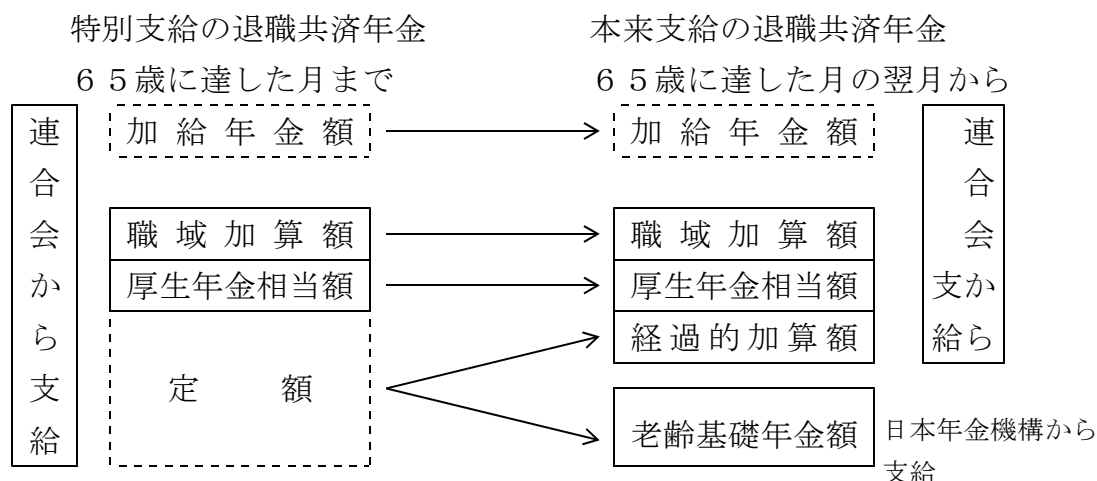
ア 受給要件

次の条件を満たしていることが必要です。

- a 65歳に達していること
- b 組合員期間等が25年以上あること(特例あり。98頁「表2 受給資格期間の特例」参照)
- c 組合員期間が1月以上あって退職していること、又は在職中で組合員期間が1年以上あること

イ 年金額

本来支給の退職共済年金の額は、①カ(103・104頁)で説明した特別支給の退職共済年金の年金額から、老齢基礎年金に振り替わる額(老齢基礎年金の額)を差し引いた額になります。老齢基礎年金は別途、日本年金機構から支給されます。



$$\text{年金額} = \text{II 厚生年金相当額} + \text{III 職域加算額} + \text{IV 加給年金額(注1)} + \text{経過的加算額(注2)}$$

(注) 1 II 厚生年金相当額、III 職域加算額及びIV 加給年金額は、いずれも特別支給の退職共済年金の額(103・104頁)と同じ額になります。
ただし、退職後に更に共済組合員期間がある場合は、II及びIIIは再計算され、額が改定されます。

2 経過的加算額 = (特別支給の退職共済年金の)定額(注3) - 老齢基礎年金の額
(定額の額のうち老齢基礎年金に振り替わる額)

3 特別支給の退職共済年金に「定額」が加算されない昭和24年4月2日以降に生まれ
た者については、「定額」が加算されていたとして計算された額となります。

【老齢基礎年金の額の求め方】

$$788,900\text{円} \times \frac{\text{保険料納付済期間の月数（組合員期間月数、国民年金納付期間等）}}{480\text{月（国民年金加入可能月数）}}$$

(平成23年4月からの額)

(注) 老齢基礎年金の額は上の計算式によって求められますが、特別支給の退職共済年金の「定額」の額から老齢基礎年金に振り替わる額は、組合員期間のうち、保険料納付済期間とされる昭和36年4月以降の20歳から60歳までの期間について計算した老齢基礎年金の額となります。

なお、60歳に達した時点で国民年金の加入期間が、受給要件の25年に満たない場合や満額支給の40年に満たないような場合には、65歳まで任意に加入し、保険料を納めることにより、受給資格を満たしたり、満額の年金を受給することができます。さらに、昭和30年4月1日以前に生まれた者で、65歳に達した時点で受給資格を満たしていない場合には70歳まで任意加入することができます。

③ 年金額の改定

定年退職後も公務あるいは民間企業等で就業する場合には、原則として被用者年金制度に加入することとなりますが、その場合には次のように年金額が改定されることとなります。

ただし、60歳以降に就業して共済年金制度又は厚生年金制度に加入している場合、この期間は国民年金への加入期間が満額支給の40年に満たない場合でも、国民年金の加入期間としては認められないこととなっていますのでご注意ください。

○ 再任用フルタイム職員の場合

共済組合に引き続き加入することとなり、掛金を負担することとなりますが、再任用が終了した時点で退職共済年金額は、フルタイム職員として勤務していた組合員期間を加えて再計算され、年金額は改定されます。

○ 民間企業等への再就職又は再任用短時間職員の場合

民間企業等に再就職した場合や再任用短時間職員の場合、週30時間以上の勤務であれば、一般的には厚生年金に加入することとなり保険料を負担することとなりますが、退職共済年金とは別に、厚生年金の支給基準に従って、退職後にその期間についての老齢厚生年金が支給されます。

④ 年金のスライド

年金額の改定方法については、平成16年度以前は、物価の変動に応じて毎年自動的に改定される仕組みとなっていました。これを「自動物価スライド」といいます。

しかし、平成16年の改正によって、給付と負担の均衡を図るため、年金額の水準を自動的に調整する制度（マクロ経済スライド）が導入され、平成17年度以降は、名目手取り賃金変動率又は物価変動率を基準として毎年度自動的に本来水準の年金額が改定される仕組みとなっています。具体的には、保険料水準による負担の範囲内で年金財政が安定する見通しが立つまでの間（調整期間）、労働力人口（公的年金被保険者数）の減少率や平均余命の伸び率を勘案した率（スライド調整率、0.3%）により、給付水準を調整することとされています。

マクロ経済スライドによる給付水準の調整は、年金額そのものを減らすのではなく、年金額の伸びを抑制するという考えの下に行われており、賃金や物価が上昇する場合に行い、下落する場合には、通常物価スライドによる改定を実施することとされています。

なお、本来水準の年金額は、平成12年度から16年度までの物価スライドを反映した水準として設定されており、これをそのまま適用すれば、その間の物価の下落によって年金額が平成16年改正前の水準に比べて低下してしまうため、現在は経過措置として改正前の水準による額（特例水準の年金額）が保障されています。この特例水準は本来水準に比べ実質的に平成11年から平成13年までの累積物価下落分（▲1.7%）が据え置かれたものであり、その後の物価等の上昇によってこの据え置き分が解消されるまでは保障され、それまでの間は、マクロ経済スライドによる調整は行われなかったこととされています。また、特例水準の年金額については、直近の減額改定が行われた年（平成18年）の前年（平成17年）の物価水準を下回った場合に減額改定されることとなっています。

平成23年度の年金額については、平成22年の全国消費者物価指数が平成21年に比べて0.7%下落し、平成17年の物価水準と比較して、0.4%下回ったことから、▲0.4%と平成18年度以来5年ぶりの減額改定となりました。

退職共済年金の試算依頼について

自分自身の年金の試算額、平均標準報酬月額、平均標準報酬額を知りたいときは、下記記載例のように必要事項を記入のうえ、送付先明記の返信用封筒(80円切手貼付)を同封して国家公務員共済組合連合会年金部年金相談室に送付してください。(個人情報に関することから手紙でお願いしているとのことです。)

なお、霞が関WANに加入している府省の共済組合本部では、霞が関WANを介して共済組合本部のパソコンと連合会のコンピュータをオンラインで結び、組合員の平均標準報酬月額の試算や退職共済年金額の試算ができるようになっていきますので、試算額を知りたい場合には、まず、所属している共済組合にお尋ねください。

[依頼先]

〒102-8082 千代田区九段南1-1-10 九段合同庁舎
国家公務員共済組合連合会年金部 年金相談室
電話 03-3265-8141

[記載例]

退職共済年金の試算依頼

- 1 組合員又は元組合員の氏名(フリガナ)、生年月日、住所及び連絡先電話番号
- 2 共済組合・支部
- 3 長期組合員番号又は基礎年金番号
- 4 退職予定年月日又は退職年月日
- 5 組合員期間

インターネットによるKKR年金情報提供サービスについて

国家公務員共済組合連合会のホームページの年金情報提供サービスにより、現在組合員の方の組合員期間、標準報酬月額及び年金額試算等の情報提供が受けられます。

なお、その際には、長期組合員番号、氏名、生年月日、郵便番号、住所、電話番号、本人設定のパスワード、メールアドレス等が必要です。連合会ホームページのアドレスは次のとおりです。

ホームページのアドレス：<http://www.kkr.or.jp/>

また、元組合員等でこのサービスが受けられない方は、連合会年金部情報提供サービス担当に相談してください。

(3) 退職共済年金額計算書

① 組合員期間 基準日前（平成15年3月まで） 月
基準日以後（平成15年4月から） 月
(注) 基準日は平成15年4月1日

② 平均標準報酬月額 平成6年水準の額 円
平均標準報酬額 平成6年水準の額 円

③ 年金額の算出

ア 定額

$$1,676\text{円} \times \begin{matrix} \text{組合員期間の月数} \\ \text{a'} \\ \text{(480月を限度)} \end{matrix} \text{月} \times \begin{matrix} \text{物価スライド率} \\ 0.981 \\ \text{(23年度は0.981。以下同じ)} \end{matrix} = \text{ } \text{円}$$

イ 厚生年金相当額

i 平成15年3月までの分

$$\begin{matrix} \text{給付乗率} \\ b \\ \text{円} \end{matrix} \times 0.00750 \times \begin{matrix} \text{基準日以前の組合員期間の月数} \\ \text{a-1} \\ \text{月} \end{matrix} \times 1.031 \times \begin{matrix} \text{物価スライド率} \\ 0.981 \end{matrix} = \text{ } \text{円}$$

ii 平成15年4月以降の分

$$\begin{matrix} \text{給付乗率} \\ c \\ \text{円} \end{matrix} \times 0.005769 \times \begin{matrix} \text{基準日以後の組合員期間の月数} \\ \text{a-2} \\ \text{月} \end{matrix} \times 1.031 \times \begin{matrix} \text{物価スライド率} \\ 0.981 \end{matrix} = \text{ } \text{円}$$

$$\text{i の額 } \text{ } \text{円} + \text{ii の額 } \text{ } \text{円} = \text{ } \text{円}$$

ウ 職域加算額（組合員期間20年以上の場合）

i 平成15年3月までの分

$$\begin{matrix} \text{給付乗率} \\ b \\ \text{円} \end{matrix} \times 0.00150 \times \begin{matrix} \text{基準日以前の組合員期間の月数} \\ \text{a-1} \\ \text{月} \end{matrix} \times 1.031 \times \begin{matrix} \text{物価スライド率} \\ 0.981 \end{matrix} = \text{ } \text{円}$$

ii 平成15年4月以降の分

$$\boxed{c} \text{ 円} \times \overset{\text{給付乗率}}{0.001154} \times \overset{\text{基準日以後の組合員期間の月数}}{a-2} \text{ 月} \times \overset{\text{物価スライド率}}{1.031} \times 0.981 = \boxed{\quad} \text{ 円}$$

i の額 $\boxed{\quad}$ 円 + ii の額 $\boxed{\quad}$ 円 = $\boxed{\quad}$ 円

エ 加給年金額

$$\overset{\text{65歳未満の配偶者}}{\boxed{\quad} \text{ 円}} + \overset{\text{18歳の年度末までの子}}{\boxed{\quad} \text{ 円}} = \boxed{\quad} \text{ 円}$$

(104頁参照) (104頁参照)

④ 退職共済年金額

a $\boxed{\alpha}$ 歳 から 65 歳に達するまで (a の α は100・101頁の表参照)

$$\text{イ} + \text{ウ} = \boxed{\quad} \text{ 円}$$

b 65歳以後は老齢基礎年金との合計で、

$$\text{イ} + \text{ウ} + \text{エ} + \text{老齢基礎年金} \boxed{\quad} \text{ 円} + \text{経過的加算額} \boxed{\quad} \text{ 円}$$

(107 頁参照)

$$= \boxed{\quad} \text{ 円}$$

(注) 経過的加算額は、ア定額>老齢基礎年金の場合、その差額分が連合会から支給されます。

(4) 繰上げ支給の年金

老齢基礎年金の受給資格期間（組合員期間等が25年以上あること）を満たした者は、本来65歳から受ける老齢基礎年金を60歳から65歳になるまでの間の希望する時期から繰り上げて受給することができます。その場合、繰上げを請求した月数に応じて一月当たり0.5%減額された老齢基礎年金が支給されることとなりますが、この額を65歳以降も受けることとなりますのでご注意ください。

なお、昭和28年4月2日以降に生まれた者から厚生年金相当額と職域加算額の支給開始年齢が段階的に65歳に引き上げられることとなりますが、この場合にも厚生年金相当額及び職域加算額を60歳以降繰り上げて受給することが可能となりますが、老齢基礎年金同様一月当たり0.5%減額された年金を一生受けることとなります。また、この場合には老齢基礎年金の繰上げ請求と同時にしなければならないこととなっています。

(5) 繰下げ支給の年金

昭和17年4月2日以降に生まれた者で、平成19年4月1日以降に本来支給の退職共済年金の受給権を得た際に、就業しており収入があること等の理由により、当該退職共済年金の繰下げ支給を希望する場合には、66歳まで本来支給の退職共済年金の請求を行わず、66歳から70歳の間には国家公務員共済組合連合会へその旨申し出ることができます。

繰下げの期間は任意に月単位で設定することができ、繰下げ支給の申出を行った場合の年金額は、繰下げをしなかった場合の年金額（加給年金額は除きます。）に65歳から繰下げの申出を行った月の前月までの月数（最大60月）について、1ヶ月あたり0.7%の額が「繰下げ加算額」として加算されます。

また、老齢基礎年金も66歳以降に繰り下げて受給することができ、この場合も繰下げ期間1ヶ月あたり0.7%の額が加算されることになっています。

この繰下げについては、退職共済年金と老齢基礎年金を一緒に繰り下げることが可能ですし、どちらか一方のみを繰り下げることがも可能となっています。

なお、組合員や厚生年金保険の被保険者等になっており一部支給停止の措置を受けている場合には、退職共済年金額のうち、一部支給停止の額を除いた額が繰下げ支給の対象となります。

(6) 退職共済年金の在職中の一部支給

退職共済年金は、原則として、公務員として在職中で組合員である間は年金の支給が停止されることになっていますが、在職中であっても60歳以上であれば、その者の総報酬月額相当額と年金の合計額の状況によっては、次の①又は②の算式により計算した額（厚生年金相当額）が支給されます。ただし、職域加算額は全額支給停止となります。また、65歳以上の場合、老齢基礎年金は全額支給されます。

再任用職員の場合、フルタイム勤務の者は組合員となるためこのケースに相当しますが、短時間勤務の者は組合員でないので、在職中であっても支給は停止されません。（ただし、厚生年金保険等に参加した場合には、後記(7)(116頁)により退職共済年金の一部が支給停止される場合があります。）

在職中基本額 = (年金額 - 職域加算額 - 加給年金額)

基本月額 = (年金額 - 職域加算額 - 加給年金額) × 1/12

総報酬月額相当額 = 当月の標準報酬月額 + (当月以前1年間の標準期末手当等の額の総額 × 1/12)

① 合計収入額（総報酬月額相当額 + 基本月額） ≤ 28万円である場合

支給額 = 在職中基本額 + 加給年金額

② 合計収入額（総報酬月額相当額 + 基本月額） > 28万円である場合

ア 基本月額 ≤ 28万円かつ、

a 総報酬月額相当額 ≤ 46万円のとき

支給額 = 在職中基本額 - {(総報酬月額相当額 + 基本月額 - 28万円) × 1/2} × 12 + 加給年金額

b 総報酬月額相当額 > 46万円のとき

支給額 = 在職中基本額 - {(46万円 + 基本月額 - 28万円) × 1/2 + 総報酬月額相当額 - 46万円} × 12 + 加給年金額

イ 基本月額 > 28万円かつ、

a 総報酬月額相当額 ≤ 46万円のとき

支給額 = 在職中基本額 - 総報酬月額相当額 × 1/2 × 12 + 加給年金額

b 総報酬月額相当額 > 46万円のとき

支給額 = 在職中基本額 - (総報酬月額相当額 - 23万円) × 12 + 加給年金額

(参 考) 一部支給の計算例

退職共済年金が144万円（厚生年金相当額120万円、職域加算額24万円）で、
給与による標準報酬月額が26万円、以前1年間の期末・勤勉手当を60万円と仮
定した場合

$$\begin{aligned} \text{在職中基本額} &= 144\text{万円} - 24\text{万円} = 120\text{万円} \\ \text{基本月額} &= 120\text{万円} \times 1/12 = 10\text{万円} \end{aligned}$$

$$\text{総報酬月額相当額} = 26\text{万円} + 60\text{万円} \times 1/12 = 31\text{万円}$$

一部支給額の計算式は、②ア a となる。

$$\begin{aligned} \text{一部支給額} &= 120\text{万円} - \{(31\text{万円} + 10\text{万円} - 28\text{万円}) \times 1/2\} \times 12 \\ &= 120\text{万円} - 6.5\text{万円} \times 12 = 42\text{万円} \end{aligned}$$

よって、一部支給の額は、厚生年金相当額のうちの42万円となる。

再任用フルタイム勤務職員の一部支給の例については次ページの表【フルタイ
ム勤務職員の場合の一部支給の例】をご覧ください。

【フルタイム勤務職員の場合の一部支給の例】

〈再任用フルタイム勤務職員（行政職（一））の場合の一部支給月額早見表〉

○再任用1年目の4月から6月までの例

級	再任用給与月額 (俸給+諸手当2万円と仮定) (万円)	総報酬 月額相 当額 (万円)	基本月額が8~16万円の場合の一部支給の額 (万円)				
			8	10	12	14	16
1	20.6	36.7	—	0.7	1.7	2.7	3.7
2	23.4	40.7	—	—	—	0.7	1.7
3	27.8	44.7	—	—	—	—	—
4	29.9	46.7	—	—	—	—	—
5	31.4	48.7	—	—	—	—	—

(注) 以前1年間の標準期末手当等の額の総額を200万円と仮定

○再任用1年目の7月から12月までの例

級	再任用給与月額 (俸給+諸手当2万円と仮定) (万円)	総報酬 月額相 当額 (万円)	基本月額が8~16万円の場合の一部支給の額 (万円)				
			8	10	12	14	16
1	20.6	30.3	2.9	3.9	4.9	5.9	6.9
2	23.4	34.5	0.8	1.8	2.8	3.8	4.8
3	27.8	39.0	—	—	0.5	1.5	2.5
4	29.9	41.2	—	—	—	0.4	1.4
5	31.4	43.4	—	—	—	—	0.3

(注) 退職前の12月期の標準期末手当等の額を105万円と仮定

○再任用1年目の1月以降の例（2年目以降も同じ）

級	再任用給与月額 (俸給+諸手当2万円と仮定) (万円)	総報酬 月額相 当額 (万円)	基本月額が8~16万円の場合の一部支給の額 (万円)				
			8	10	12	14	16
1	20.6	23.3	6.4	7.4	8.4	9.4	10.4
2	23.4	27.8	4.1	5.1	6.1	7.1	8.1
3	27.8	32.7	1.6	2.6	3.6	4.6	5.6
4	29.9	35.4	0.3	1.3	2.3	3.3	4.3
5	31.4	37.7	—	0.2	1.2	2.2	3.2

(注) 「—」は一部支給がないことを示す。

【短時間勤務職員の場合】

共済組合員でないため在職中の支給停止は行われませんが、勤務時間が30時間以上等で厚生年金保険等の被保険者となった場合には、再任用給与の額などの給与所得によっては年金額の支給制限がかかる場合があります。詳しくは、以下の「(7) 退職後の所得による支給制限」を参照してください。

(7) 退職後の所得による支給制限

退職共済年金の受給権者が短時間勤務の再任用職員となり厚生年金等に参加した場合、あるいは、民間会社等に再就職して厚生年金等に参加した場合には、再就職先の収入(賞与等を含む。)の月額と退職共済年金(厚生年金相当部分等)の月額との合計額が46万円に達するまでは、満額の年金を支給し、これを超えるときは、46万円を超える額の2分の1の年金額が次の月から支給停止されます。

$$\text{支給停止額} = (\text{総収入月額相当額(注1)} + \text{基本月額(注2)} - 46\text{万円}) \times 1/2 \times 12$$

(注) 1 総収入月額相当額とは、標準報酬月額とその月以前1年間の標準期末手当等の額の12分の1の額との合計額

2 基本月額とは、退職共済年金の額(経過的加算額、職域加算額及び加給年金額を除く)を12で除して得た額

なお、職域加算額等及び日本年金機構から65歳以後支給される老齢基礎年金については、支給停止は行われません。

また、70歳以降も就業している場合には、厚生年金等の被保険者にはならず、保険料は納めませんが、平成19年4月以降上記と同様の方式により支給制限が行われています。

再任用短時間で厚生年金保険の被保険者になった場合の一部支給停止の例は次ページの表をご覧ください。この方式による一部支給停止は民間企業等に再就職して厚生年金保険の被保険者になった場合も同様の方式により行われます。

【再任用短時間（31時間）勤務職員の場合の一部支給停止の例】

〈再任用短時間（31時間）勤務職員（行政職（一））の場合の一部支給停止額早見表〉

○再任用1年目の5・6月の例（4月は支給停止なし）

級	再任用給与月額 (俸給+諸手当1万円と仮定) (万円)	総収入 月額相 当額 (万円)	基本月額が8～16万円の場合の一部支給停止の 額 (万円)				
			8	10	12	14	16
1	15.9	32.7	—	—	—	—	0.8
2	18.1	34.7	—	—	—	0.8	1.8
3	21.7	38.7	—	0.8	1.8	2.8	3.8
4	23.3	40.7	0.8	1.8	2.8	3.8	4.8
5	24.5	40.7	0.8	1.8	2.8	3.8	4.8

(注) 以前1年間の標準期末手当等の額の総額を200万円と仮定

○再任用1年目の7月から12月までの例

級	再任用給与月額 (俸給+諸手当1万円と仮定) (万円)	総収入 月額相 当額 (万円)	基本月額が8～16万円の場合の一部支給停止の 額 (万円)				
			8	10	12	14	16
1	15.9	26.0	—	—	—	—	—
2	18.1	28.1	—	—	—	—	—
3	21.7	32.5	—	—	—	—	0.8
4	23.3	34.7	—	—	—	0.9	1.9
5	24.5	34.9	—	—	—	0.9	1.9

(注) 退職前の12月期の標準期末手当等の額を105万円と仮定

○再任用1年目の1月以降の例（2年目以降も同じ）

級	再任用給与月額 (俸給+諸手当1万円と仮定) (万円)	総収入 月額相 当額 (万円)	基本月額が8～16万円の場合の一部支給停止の 額 (万円)				
			8	10	12	14	16
1	15.9	18.6	—	—	—	—	—
2	18.1	21.0	—	—	—	—	—
3	21.7	25.8	—	—	—	—	—
4	23.3	28.3	—	—	—	—	—
5	24.5	28.5	—	—	—	—	0.1

(注) 「—」は一部支給停止がないことを示す。

(8) 離婚等の場合の年金分割

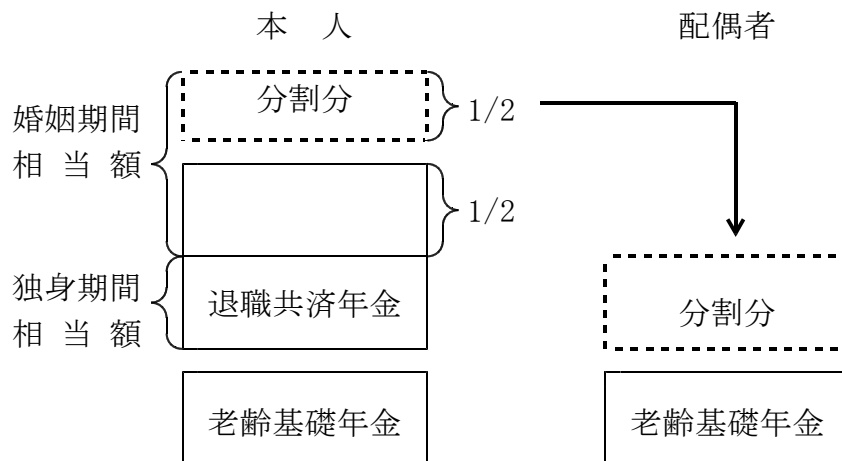
① 平成19年4月からの年金額の分割

夫婦が離婚した場合に、組合員等及びその配偶者の両者が合意した場合又は裁判所の決定が行われた場合には、婚姻期間における標準報酬月額等を最大で2分の1ずつ分割することができます。分割の割合は夫婦の話合い又は裁判所の決定によります。

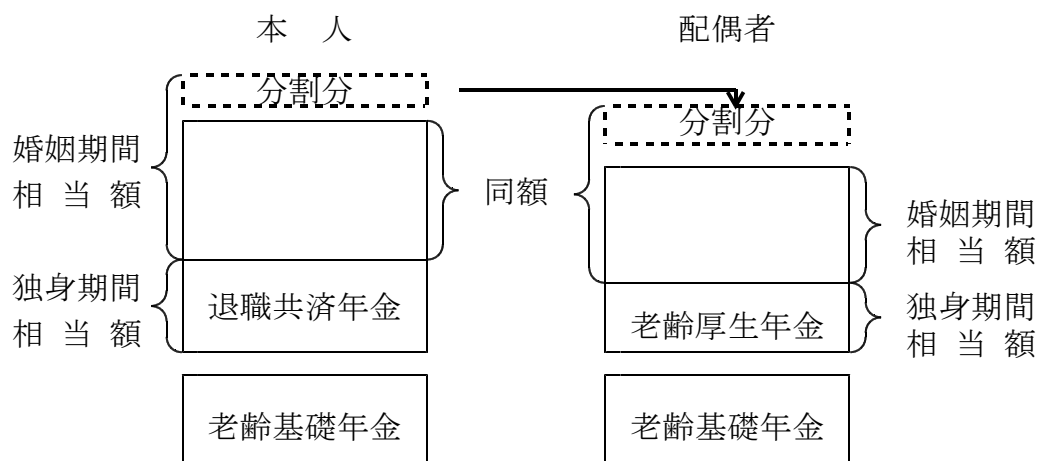
この場合に対象となる離婚は、平成19年4月1日以降の離婚で、分割の請求は離婚後2年以内に行わなくてはなりません。なお、配偶者に分割された標準報酬月額等に基づく年金は分割を受けた配偶者自身の支給開始年齢から支給され、分割を行った後に組合員等が死亡しても分割を受けた配偶者の年金受給に影響はありません。また、分割の対象となるのは報酬比例部分のみで、それぞれの老齢基礎年金には影響はありません。

《参考》 年金分割の例

(専業主婦世帯)



(共働き世帯)

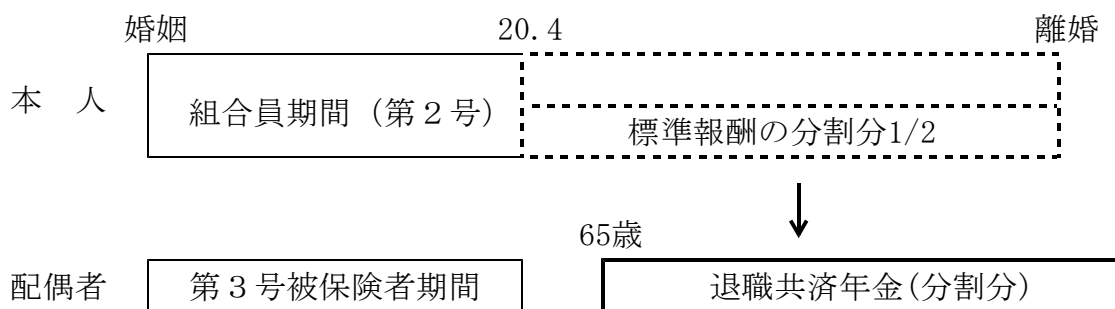


② 平成20年4月からの国民年金の第3号被保険者期間の年金分割

離婚や組合員等の配偶者の所在不明などで夫婦間の合意が得られない場合でも、組合員等でない配偶者の国民年金の第3号被保険者期間については、夫婦共同で掛金を負担したものと見なし、第3号被保険者であった配偶者の請求により、標準報酬月額等の2分の1が自動的に第3号被保険者であった配偶者の分となります。ただし、自動的に分割されるのは第3号被保険者であった配偶者の平成20年4月以降の第3号被保険者期間のみで、それ以外の期間については上記①と同様に夫婦の同意又は裁判所の決定が必要となります。配偶者分割された標準報酬月額等に基づく年金は、分割を受けた配偶者自身の支給開始年齢から支給され、分割をされた組合員等が死亡しても分割を受けた配偶者は生涯受給することができます。

この場合にも 分割の対象となるのは報酬比例部分のみで、それぞれの老齢基礎年金には影響はありません。

《参考》 分割支給の例



(9) 障害共済年金

職員（組合員）が、①組合員である間に初診日がある傷病により、障害認定日(注1)に障害の程度(注2)が1級から3級までの障害の状態にあるとき、②障害認定日には3級以上に該当しなかったが、同一傷病により、その後65歳に達する日の前日までの間に3級以上に該当したとき、③組合員である間に初診日のある傷病と組合員となる前にあった他の障害とを併合して2級以上の障害の状態になったとき、の①～③のいずれかに該当する場合に障害共済年金が支給されます。

(注) 1 障害認定日とは、初診日から1年6月を経過した日又はその前に症状が固定したときはその日のことを指します。

2 国家公務員共済組合法施行令別表第1で定める障害の程度をいいます。

① 年金額

支給される年金の種類及び年金の計算式は退職共済年金と同様です（99、103・104頁参照）。

ただし、障害の程度が1級のときには、厚生年金相当額及び職域加算額はそれぞれの額に1.25を掛けた額となります。また、組合員期間が300月未満の場合には、厚生年金相当額及び職域加算額のそれぞれに「300月÷組合員期間の総月数」を乗じて得た額となります。さらに、障害等級が3級で障害基礎年金が支給されないときで、厚生年金相当額が591,700円に満たない場合には、591,700円が保障されます。

○ 障害基礎年金

障害の程度が1級又は2級のときに支給されます。

年金額は2級の場合は788,900円（平成23年4月からの額）で、1級の場合は、788,900円に1.25を掛けた額（986,100円）となります。

○ 障害一時金

公務によらない疾病又は負傷により退職し、初診日に組合員であり、退職の日に公的年金各法による年金の受給権者でない場合で、国家公務員共済組合法施行令別表第2に定める程度の障害の状態にある場合には、障害一時金が支給されます。

② 受給権の消滅

障害共済年金を受けている者が、次のいずれかに該当したときは、その受ける権利はなくなります。

ア 死亡したとき

イ 障害等級に該当しない者が65歳に達したとき（ただし、65歳に達した日が障害等級に該当しなくなった日から3年を経過していないときを除く。）

ウ 障害等級に該当しなくなった日から3年を経過したとき（ただし、65歳未満のときを除く。）

(10) 遺族共済年金

職員(組合員)が死亡した場合、退職共済年金を受けている者が死亡した場合には、遺族に遺族共済年金が支給されます。

① 遺族の範囲と順位

遺族共済年金を受けることができる者は、死亡当時、その者によって「生計を維持していた者」(注1)で、遺族の順位は次のとおりです。

ア 配偶者と子(注2)

イ 父母

ウ 孫(注2)

エ 祖父母

- (注) 1 生計を共にして、かつ、恒常的な年収が850万円未満(又は所得額が65万5千円未満)である者をいいます。
- 2 次のいずれかに該当する者
- a 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間においてまだ配偶者のいない者
 - b 組合員又は組合員であった者の死亡当時から引き続き障害の程度が1級又は2級に該当している者

② 年金額

遺族共済年金額は、Ⅱ厚生年金相当額とⅢ職域加算額(それぞれ103・104頁と同じ計算式を使って計算した額)の3/4の額に、妻が受ける場合「妻加算額」を加えた額になります。

$$\text{年金額} = (\text{Ⅱ厚生年金相当額} + \text{Ⅲ職域加算額}) \times 3/4 + \text{妻加算額} (*591,700\text{円})$$

*平成23年4月からの額

(注) 妻加算額は、妻が遺族共済年金を受取る場合で、組合員期間が20年以上ある場合に限り、40歳から65歳に達するまでの間加算されます。したがって、妻が65歳になったときは、この加算額がなくなりますが、自身の老齢基礎年金が支給されます。なお、国民年金の遺族基礎年金を併せて受けることができる場合には、その間、この妻加算額は支給が停止されます。

③ 遺族共済年金の失権

遺族共済年金を受けている者が、次のいずれかに該当したときは、その受ける権利はなくなります。

- ア 死亡したとき
- イ 婚姻したとき
- ウ 直系血族及び直系姻族以外の者の養子になったとき
- エ 子や孫である者が18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき

遺族基礎年金との関係

遺族共済年金を受給できる者が次の条件に該当するときは、国民年金から併せて遺族基礎年金(788,900円(平成23年4月からの額))が支給されます。

- ア 遺族共済年金を受給できる妻で、子(法律上の自分の子)がいるとき
- イ 遺族共済年金を受給できる子がいるとき

(注) 子については、①ア(120頁)にいう者をいう。ただし、「組合員又は組合員であった者の死亡当時から引き続き障害の程度が1級又は2級に該当している者」は、20歳未満の者に限られます。

(11) 年金の請求手続きと支給時期

年金を遅滞なく受給するためには、必要な手続きをしなければなりません。まず、年金の支給開始年齢に到達したことなどにより退職共済年金を受ける権利を取得したときには、所属している共済組合の担当係を通じて、年金を受けるための請求手続きを行う必要があります。在職中、退職後にかかわらず60歳の誕生日を迎えた日以降に済ませてください。

このほか一身上に異動があったときなどに、その都度届出が必要になるものがあります。

なお、毎年届出に必要な用紙や案内は国家公務員共済組合連合会から必要な時期に送付されますが、その他の場合は年金決定時に年金証書に同封して送付されている「届出用紙綴」の中にありますので、その用紙を使ってください。ただし、「届出用紙綴」の用紙は、国家公務員共済組合連合会のインターネットのホームページ (<http://www.kkr.or.jp/>) から取り出すことができます。

【毎年届出が必要なもの】

- 年金額に加給年金額が加算されている場合…加給年金額対象者の現況の届出

【一身上に異動があったとき】

異 動 事 由	提 出 書 類	添 付 書 類
公務員として再就職したとき	再就職届	年金証書
受給権者が死亡したとき	失権事由等通知書	(提出後連合会から案内があります)
加給年金額の対象となっている配偶者や子に異動があったとき	加給年金額対象者異動届	事由により戸籍謄本、年金証書の写しなど

(注) 年金決定時に年金証書に同封された届出用紙綴りによってください。

【その他の変更があったとき】

変 更 事 由	提 出 書 類
転居、払渡金融機関の変更、住居表示の変更	住所・払渡金融機関変更届
受給権者が氏名を改めたとき、受給代表者の変更	受給権者氏名・受給代表者変更届

○ 年金の支給回数及び支給時期

年金は年6回の支給期月（偶数月）に、それぞれの前々月分と前月分の2月分が支払われます。

支給日は、15日（土曜日又は日曜日の場合は、金曜日に繰り上げ）で、指定した振込先に振り込まれます。

定期支給期月	2月	4月	6月	8月	10月	12月
支払われる年金	前年12月分	2月分	4月分	6月分	8月分	10月分
	1月分	3月分	5月分	7月分	9月分	11月分

(12) 公的年金等に係る税金

- ① 共済年金、厚生年金、国民年金、恩給などの公的年金等は、所得税法上は「雑所得」として、年金支給の際に所得税の源泉徴収を受けます。（障害共済年金、遺族共済年金は非課税）
- ② 公的年金等に係る所得税には各種の所得控除があります。所得控除を受ける場合には、「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を毎年国家公務員共済組合連合会へ提出するなどの手続きが必要となります。なお、退職後、企業等に就職している場合で、その勤め先に「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している場合は、国家公務員共済組合連合会への「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」の提出は必要ありません。
- ③ 源泉徴収の対象となる公的年金等は、その年中に支給される支給額が65歳未満の者については108万円以上、65歳以上の者については158万円（老齢基礎年金を受けているときは80万円）以上のときです。

《源泉徴収税額の計算式(定期支給期月毎)》

ア 「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」を国家公務員共済組合連合会へ提出した場合

源泉徴収税額

$$= (2 \text{ か月分の年金の支給額} - \underline{1 \text{ か月の控除額}} \times 2) \times 5/100$$

1か月の控除額の求め方

$$1 \text{ か月の控除額} = \alpha \text{ 基礎的控除額(月額)} + \beta \text{ 人的控除額(月額)}$$

α 基礎的控除額（月額）

受給者が	基礎的控除額(月額)
65歳未満の場合	公的年金等の支給金額の月割額 × 25/100 + 65,000円 (計算した金額が90,000円未満のときには 90,000円)
65歳以上の場合	公的年金等の支給金額の月割額 × 25/100 + 65,000円 (計算した金額が135,000円未満のときには 135,000円)

β 人的控除額（月額）

区 分	内 容	人的控除額	
受給者本人に係るもの	① 障害者	22,500円	
	特別障害者	35,000円	
控除対象配偶者及び 扶養親族に係るもの	② 控除対象配偶者	32,500円	
	老人控除対象配偶者(70歳以上)	40,000円	
	③ 控除対象扶養親族	一人につき	32,500円
		特定扶養親族	〃 52,500円
		老人扶養親族(70歳以上)	〃 40,000円
	④ ②及び③の人が障害者	一人につき	22,500円
〃 特別障害者		〃 35,000円	
〃 同居特別障害者		〃 62,500円	

(注) 1 「障害者」とは、身体障害者手帳の交付を受けている者をいいます。

2 「特別障害者」とは、障害者のうち心身に重度の障害がある者をいいます。

3 「控除対象扶養親族」とは、16歳以上の扶養親族の者をいいます。

4 「特定扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、19歳以上23歳未満の者をいいます。

イ 「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」を連合会へ提出しなかった場合

$$\text{源泉徴収税額} = (2 \text{ か月分の年金の支給額} - \underline{1 \text{ か月の控除額}} \times 2) \times 10/100$$

1か月の控除額の求め方

$$1 \text{ か月の控除額} = \text{年金の支給額 (月額)} \times 25/100$$

《住民税》

住民税（(区)市町村民税、(都)道府県民税）は、前年の所得を基に課税されることになっています。また、所得税と異なり源泉徴収されません。したがって、一定額以上の公的年金等を受給している場合（65歳未満105万円以上、65歳以上155万円以上）には、確定申告等の結果に基づいて毎年6月頃に住所のある市町村から納付書が送付されますので、最寄りの金融機関又は郵便局で納付することとなります。

この場合、その年の公的年金等の金額から受給者の年齢や公的年金等の金額に応じて、次の表に掲げる控除額及び該当する所得控除の金額を差し引いた残りの金額が雑所得として課税されることとなります。

税率は、(区)市町村民税が6%、(都)道府県民税が4%となっています。他に均等割として一人当たり区市町村民税が3,000円、都道府県民税が1,000円となっています。

公的年金等控除額

受給者の区分	その年の公的年金等の金額(A)	控 除 額
65歳以上の場合	330万円以下	120万円
	330万円超 410万円以下	(A)×25%+ 37万5千円
	410万円超 770万円以下	(A)×15%+ 78万5千円
	770万円超	(A)×5%+ 155万5千円
65歳未満の場合	130万円以下	70万円
	130万円超 410万円以下	(A)×25%+ 37万5千円
	410万円超 770万円以下	(A)×15%+ 78万5千円
	770万円超	(A)×5%+ 155万5千円

なお、住民税の額等の詳細については、住所のある市町村の担当窓口にて照会してください。

《確定申告》

連合会から退職共済年金を受給して、日本年金機構から老齢厚生年金や老齢基礎年金を受けるなど、2以上の年金を受給する人、年金以外に給与所得がある人の場合は、確定申告をする必要があります。なお、所得が公的年金等のみの場合でも、公的年金等に対しては年末調整が行われませんので、社会保険料や生命保険料などを支払ったため、源泉徴収された税額の1年間の合計額と、その年1年間の所得について計算した納付すべき税額との間に過不足額が生じた場合には、確定申告により納税額の精算を行う必要があります。

また、定年退職し、4月以降再就職をせずに退職共済年金を受給した場合には、3月までの給与と4月から12月までの退職共済年金について、確定申告によって納税額の精算をすることになります。

退職共済年金制度の一般的な説明をしていますが、その他、障害共済年金、年金の併給調整など詳細については、国家公務員共済組合連合会発行の「知っておきたい共済年金」を参照されることをお勧めします。

なお、平成25年度から「60歳から報酬比例部分の繰上げ減額受給ができる制度」が創設されます。今後詳細が明らかになりますと、この紙面掲載の計算方法が一部変更される可能性がありますので、ご注意ください。

3 定年後の社会保険制度

退職後にフルタイム勤務で再任用される場合は国家公務員共済組合に加入することになりますが、短時間勤務の再任用職員となった場合、民間企業に再就職した場合、あるいは、自営業を営む場合には、それぞれに対応する他の社会保険制度に加入することになります。

(1) 年金

退職後、民間企業に再就職する場合は、勤務先の事業所の厚生年金保険に加入することになります。また、週30時間以上勤務の再任用短時間勤務職員になった場合には、厚生年金保険に加入することになります。この場合の加入手続きは、事業所側で行います。

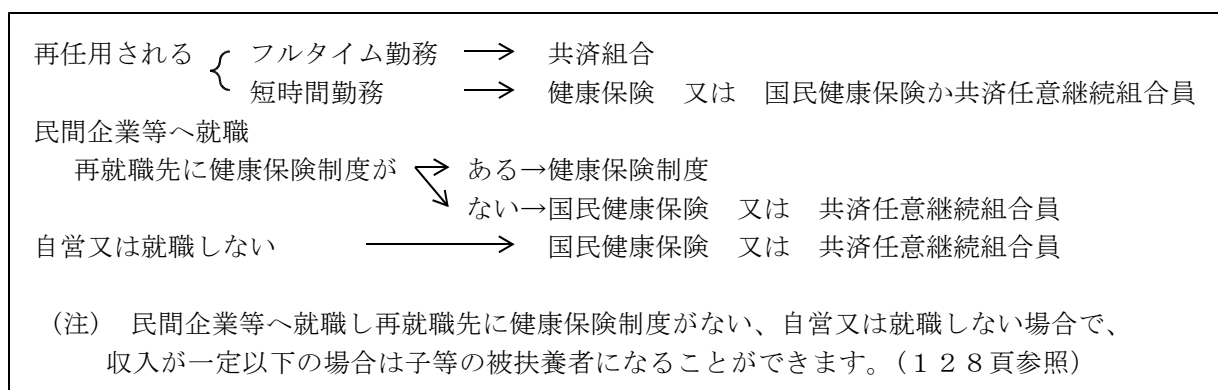
60歳前に退職し、どこにも再就職しない場合は、60歳まで国民年金に加入する必要がありますので、自分で居住する市区町村の年金担当課で手続きをしてください。また、この場合、60歳未満の被扶養配偶者も同様に国民年金に加入する必要がありますので一緒に手続きをしてください。

(2) 医療保険

医療保険については、国民皆保険制度を採っていますので、退職後もいずれかの医療保険制度に加入することになります。加入手続きが必要ですので、期限内に済ませてください。

退職後、民間企業に再就職する場合は、勤務先の事業所の健康保険制度に加入することになります。

また、再就職先が健康保険の適用外事業所の場合、あるいは、どこにも再就職しない場合は、居住する市区町村の国民健康保険に加入するか、現在の所属共済組合の任意継続組合員（給付内容は在職中と同じ。）となるかを選択することになります。



① 健康保険

加入：再就職先に健康保険組合がある場合は同組合に加入します。ない場合は、全国健康保険協会管掌健康保険に加入することになりますので、管轄の年金事務所に加入の手続きをする必要がありますが、手続きはいずれも事業所側で行います。

保険料：健康保険組合がある場合は、健康保険組合独自の保険料率となります。全国健康保険協会管掌健康保険については、平成21年9月からは、これまでの全国一律の保険料率から、医療費等の実情に応じ、都道府県ごとの保険料率に移行しています。平成23年4月現在の保険料率は、給与月額（標準報酬月額）と賞与の額に1,000分の93.9～96.0を乗じて得た額を事業主と被保険者が半分ずつ負担することとなっています。

このほか介護保険の保険料も併せて負担することとなりますが、平成23年4月現在全国健康保険協会管掌健康保険の場合、全国一律となっており、64歳までの被保険者で事業主負担分と被保険者負担分を合わせて1,000分の15を半分ずつの負担となっています。

なお、内容の詳細については、管轄の年金事務所又は全国健康保険協会の各支部に照会してください。

医療費の自己負担額：入院、外来とも医療費の3割が自己負担になります。（70歳以上の高齢者には特例があります。）

② 国民健康保険

加入：退職の日の翌日から14日以内に居住する市区町村の国民健康保険担当窓口で手続きをしてください。前の保険が終了した日の翌日に遡って適用されますが、手続きが遅れると保険給付が一時差し止められたり、延滞金の支払を求められることがあります。

保険料：各市区町村により異なります（①と同様、介護保険の保険料も負担）。

（基本額、前年所得による額又は前年の住民税額による額、世帯人員等による額等により算出）

医療費の自己負担額：入院、外来とも医療費の3割が自己負担になります。（70歳以上の高齢者には特例があります。）

共済組合や健康保険組合に加入していた人が退職した場合の特例：被用者年金の加入期間が20年以上あること等により、退職者医療制度の適用を受けられる人は、年金証書を受領した日の翌日から14日以内に、市区町村の担当窓口で、年金証書を添え、同制度の適用を受ける旨を申告してください。なお、退職者医療制度の適用を受けても自己負担額には変わりありません。

また、平成20年4月から新しい高齢者医療制度が実施されていますが、前期高齢者制度は退職者医療制度に代わる新しい制度として位置づけられること

から、平成26年度までの65歳未満の退職者は退職者医療制度（国民健康保険）を適用できる経過措置があります。

③ 共済組合の任意継続組合員制度

加入：退職した日から起算して20日以内に退職時の所属長を経て共済組合に手続きをしてください（組合員であった期間が1年以上あることが必要です。）。

加入期間：退職した日の翌日から2年間が限度。ただし、脱退はいつでも可能。

掛金：任意継続組合員となった場合の掛金は、いわゆる事業主(国)負担分も本人が負担して納付することになります。

ア 標準報酬月額×短期共済掛金率（定年前の本人負担の2倍。ただし、ボーナス分の掛金はなし。）

内閣共済の場合：通常組合員 32.84/1000の2倍の65.68/1000

（介護掛金：通常組合員 4.19/1000の2倍の8.38/1000）

イ 算定基礎となる標準報酬月額は、①退職時の標準報酬月額、②毎年1月1日現在の所属共済組合の平均標準報酬月額のうちいずれか低い額になります。ただし、組合員期間が15年以上で、かつ、55歳以降初めて退職する組合員にあっては、③退職時の標準報酬月額から各共済組合の定款で定める割合（内閣共済組合の場合は3割）を減じた額も含め、①②③のうちいずれか低い額となります。また、掛金をまとめて前納する場合には割引制度があり、12ヶ月分前納の場合には11,748,502、6ヶ月分前納の場合には5,931,847を毎月の掛金に乗じた額となります。

なお、12ヶ月分前納の割引の適用を受ける場合には、退職年度内の各共済組合が指定する日までに掛金を払い込むことが必要となります。

④ 子等の医療保険の被扶養者になる場合

退職後、共済の任意継続組合員や国民健康保険、健康保険の被保険者にならず、60歳以上の公的年金受給者にあつては年収が180万円、それ以外の人にあつては年収が130万円未満である場合には、子等が加入している医療保険（共済組合、健康保険）の被扶養者になることができる場合があります。

⑤ 介護保険制度

介護保険制度は高齢化が進むことにより生じる心身の変化に起因する疾病等によって「要介護状態」又は「要支援状態」にある人が日常生活を営むことができるように必要な保健医療サービス及び福祉サービスが受けられる制度であり、40歳以上の人全員を対象者（被保険者）として市町村（特別区を含む。以下同じ）が運営（保険者）する強制加入の公的社会保険です。65歳以上の人は第1号被保険者と、40歳以上65歳未満の人は第2号被保険者とされており、保険料は所得段階に応じて市町村ごとに設定（長期・短期共済組合員及び任意継続組合員の場合は共済組合が定める率）

され、保険料は第1号被保険者は年金から、第2号被保険者は医療保険の保険料と併せて徴収されます。

介護サービスが利用できるのは第1号被保険者の場合は寝たきりや痴呆症などにより日常生活で常時介護を必要とする「要介護状態」及び「要支援状態」にある者であり、第2号被保険者場合は初期の痴呆脳血管疾患等加齢に伴う疾病により介護が必要となった者で、申請により要介護又は要支援の認定を受ける必要があります。費用は原則として利用料の1割を負担することになっています。

【国民健康保険の被保険者又は共済の任意継続組合員となった場合の比較】

国民健康保険の保険料(所得割)は、前年の所得を基に計算されます。そのため、退職直後の1年目の保険料は、退職前の比較的高い所得を基礎として計算されることにより、共済の任意継続組合員となった場合の保険料より一般的に高くなる傾向があります。

また、2年目は、主な収入が年金となるなど所得が減少します。そのため、国民健康保険の保険料が減少する一方、共済の任意継続の場合の保険料は、退職時の標準報酬月額等を基礎としているため1年目と同額であり、定年後仕事に就かないような場合は国民健康保険の保険料の方が一般的には低くなるようですが、保険料は市区町村によって異なりますので、いずれにしても所属の共済組合及び住所のある市区町村の担当窓口で照会し、確認してください。

なお、1年目は共済組合の任意継続組合員となり、2年目は国民健康保険に加入することは可能です。

(3) 雇用保険

① 加入資格

定年後に再任用職員となった場合や民間企業に再就職した場合には、次のア、イのとおりその雇用形態、雇用期間に応じて雇用保険に加入し、保険料を負担することになります。

ア フルタイム勤務の場合

正規の従業員と週所定労働時間が同じである場合は雇用期間に関係なく再就職した日から被保険者となります。

イ 短時間勤務の場合

所定労働時間が週40時間未満の短時間勤務の場合には、31日以上引き続いて雇用される見込みがあり、所定労働時間が週20時間以上の場合に被保険者となります。なお、雇用契約の内容（雇用契約の更新の有無等）により31日以上の継続性があると判断した場合は雇用の当初から、また、雇用期間が30日など雇用契約の内容から31日未満であることが明らかな場合には被保険者にはなりません。31日以上雇用されることが見込まれることとなった場合には、その時点から被保険者となります。

② 保険料

雇用保険の保険料率は一般の事業で1,000分の15.5であり、被保険者の負担率は1,000分の6となっています（農林水産・清酒製造業は1,000分の17.5であり、被保険者の負担率は1,000分の7、建設業は1,000分の18.5であり、被保険者の負担率は1,000分の7となっています）。

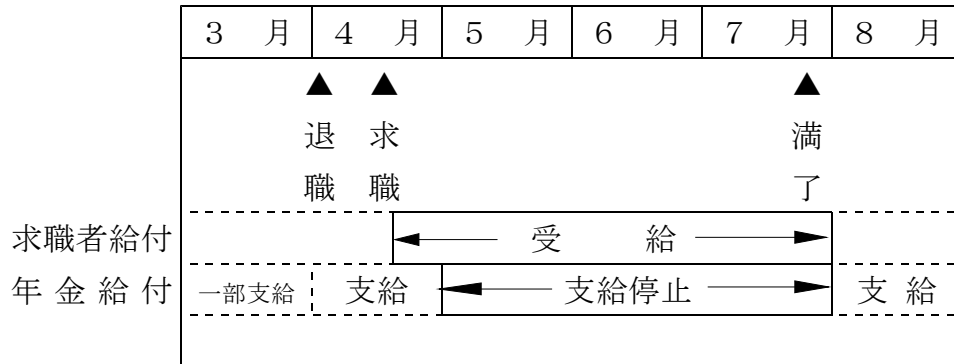
③ 受給資格

雇用期間が終了し離職した場合には、原則として離職前の2年間に賃金支払の基礎となった日数が11日以上ある雇用保険に加入していた月が12月以上あり、失業している時に雇用保険の受給資格を満たすこととなり、求職申込手続きを行った場合に、賃金日額の45～80%の額の90日分（再任用期間任期满了の場合で、再任用期間が1年から5年の時）を求職者給付として基本手当を受給することができます。なお、倒産・解雇等により離職を余儀なくされた者には、受給資格要件を緩和する等の特例が設けられています。

④ 公的年金受給の際の支給停止

雇用保険から求職者給付を受けるときは、65歳に達するまでに支給される退職共済年金（特別支給の退職共済年金又は繰上げ支給の退職共済年金のうち、職域加算額に相当する額を除いた額）の支給が停止されますのでご注意ください。

【再任用フルタイム勤務で3月31日に任期満了にて退職して、4月に求職の申込みをした場合の支給停止の例】



4 収入と支出の比較

定年後から人生を終えるまでの収入と支出について、年金だけで暮らす夫婦世帯をモデルに検討し、充実した生活を送るための資金の目安について考えてみましょう。

各人によって家族の構成、住宅ローンなどの有無、収入の途、健康状態などにより予想される定年後の家計状況は異なりますが、今から定年後に必要な生活費の大まかな額を把握して対応等を考えておくことが大切です。

(1) 夫婦の平均余命を把握する

まず、次に掲げる完全生命表（1歳毎）を使って夫婦それぞれの平均余命を把握します。

【厚生労働省「平成17年完全生命表」】

(単位：年)

年齢	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
男	30.63	29.74	28.86	27.98	27.11	26.25	25.40	24.56	23.73	22.91	22.09
女	36.84	35.90	34.97	34.04	33.12	32.20	31.28	30.37	29.46	28.56	27.66

定年(60歳)を迎えた退職国家公務員本人と配偶者の年齢から、各人の平均余命を算出し、今後夫婦2人で何年間、家計を維持しなければならないかを把握します。

本人(退職国家公務員)60歳の平均余命 = 本人の平均余命

本人60歳の年の配偶者の平均余命 = 配偶者の平均余命

(注) ここでは、本人の平均余命<配偶者の平均余命と仮定して考えることとします。

(2) 定年退職した時点での世帯の1か月当たりの実収入を予測する

本人と配偶者の1か月当たりの収入のことです。ここでは本人に対する年金と配偶者に対する年金だけを収入として想定してみます。

1か月当たりの本人の年金と配偶者の年金 = 1か月の実収入

(3) 定年退職した時点での世帯の1か月当たりの実支出を予測する

本人と配偶者の1か月当たりの消費支出(生活費)と非消費支出(税金と社会保険料)を合わせた支出のことです。

本人と配偶者の1か月当たりの実支出 = 1か月の実支出

(4) 定年後の定期的な収入の総計を推計する

<夫婦2人の期間 = 本人の平均余命>

1か月の実収入×12月×本人の平均余命 = U円

<配偶者1人の期間 = 配偶者の平均余命－本人の平均余命>

(配偶者の年金月額＋遺族年金月額) × 配偶者 1 人の期間 = V円

U円 + V円 = 定年後の定期的な収入

(5) 定年後の定期的な支出の総計を推計する

〈夫婦 2 人の期間 = 本人の平均余命〉

1 か月の実支出 × 12 月 × 本人の平均余命 = X円

〈配偶者 1 人の期間 = 配偶者の平均余命－本人の平均余命〉

1 か月の実支出 × 57.1% (注) × 12 月 × (配偶者の平均余命－本人の平均余命)
= Y円

(注) 総務省の「家計調査報告 (平成 21 年調査結果)」によると、高齢夫婦無職世帯 (夫 65 歳以上、妻 60 歳以上の夫婦のみの無職世帯) の実支出 (消費支出＋非消費支出) を 100 としたとき、高齢単身無職世帯 (60 歳以上の単身無職世帯) の実支出は 57.1 となっています。

X円 + Y円 = 定年後の定期的な支出

(6) 定年後の定期的な収入と支出の収支を推計する

「定年後の定期的な収入－定年後の定期的な支出」はどのくらいになったでしょうか。大幅な赤字になった方もいらっしゃるでしょう。ある調査では 1,800 万円くらいの不足になるという試算もあります。定年後、年金生活に入った夫婦がその生涯を終えるまでには、これくらいの額の赤字が見込まれるようです。

(7) この他に、定年後には非定期的な支出が見込まれる

毎月の定期的な支出の他に非定期的な支出として、住宅の補修、車の買換、旅行、冠婚葬祭、入院などの費用が見込まれます。これらの支出額は、個人の価値観や生活環境などによって大きく異なりますが、500 万円から 1,000 万円くらい必要になるといわれています。

(8) 定年後の支出に対する収入の不足に如何にして対処するか

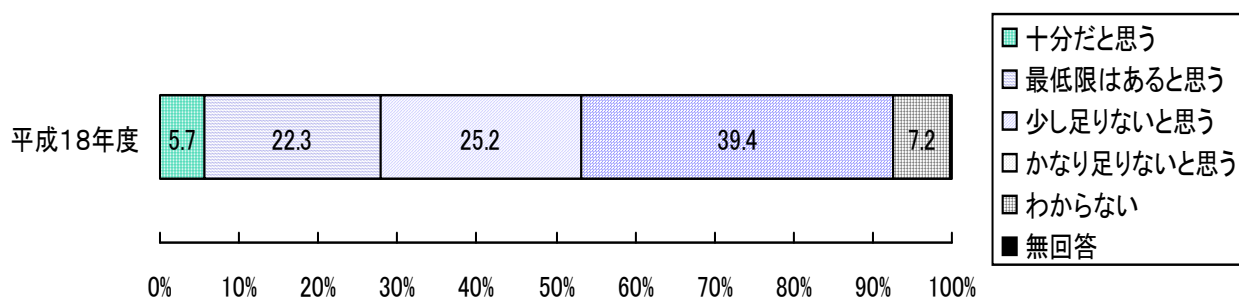
このように、夫婦 2 人が年金生活を送り、生活にある程度の余裕をもってそれぞれの平均余命を全うしようとする場合には、状況によって異なりますが、「定期的な収入－(定期的な支出＋非定期的な支出)」で 2,500 万円くらいの不足が生じるようです。

この不足への対処方法としては、家計状況によって異なりますが、①退職手当の取崩し、②預貯金の引出し、③個人年金の受給、④就業による賃金などが考えられます。これらのうち、退職手当の取崩し以外については、現役時代からの準備が必要です。

定年まで 10 年を切ったら、定年後の生活費について真剣に考え、その不足額に見合う収入を得るため具体的な準備に入る必要があるのではないのでしょうか。

【老後の備え】

平成18年度に内閣府が実施した「高齢者の経済生活に関する意識調査」（55歳以上の者を対象に調査）によると、60歳以上では現在の貯蓄額が老後の備えとして不足している人の割合は64.7%となっており、また、老後への備えとして必要な貯蓄額については、総数で「1,000万円ぐらい」と答えた人が16.7%と最も多かったという結果になっています。



○老後への貯蓄額

(総数)	(総数)	55～		60～		65～		70～		75～		80歳	
	2,176	59歳	64歳	69歳	74歳	79歳	以上	(構成比)	%	%	%	%	%
100万円ぐらい	31	1.4%	0.7	1.0	0.3	1.0	2.7	4.0					
200万円ぐらい	39	1.8%	0.2	1.2	-	3.3	4.1	3.6					
300万円ぐらい	74	3.4%	1.8	1.7	3.2	4.0	7.5	4.0					
500万円ぐらい	161	7.4%	4.5	4.9	8.0	8.3	11.9	9.6					
700万円ぐらい	55	2.5%	3.1	2.4	1.6	2.8	3.1	1.6					
1,000万円ぐらい	364	16.7%	18.1	14.1	17.8	21.6	13.0	18.5					
2,000万円ぐらい	281	12.9%	17.7	13.9	11.4	11.6	11.6	8.4					
3,000万円ぐらい	318	14.6%	19.5	20.0	16.2	11.8	8.5	6.4					
5,000万円ぐらい	159	7.3%	8.9	12.0	7.7	5.3	5.5	1.6					
5,000万円以上	163	7.5%	9.4	10.0	11.1	5.0	2.4	4.4					
わからない	529	24.3%	15.9	18.8	22.8	25.4	29.4	43.0					
無回答	2	0.1%	0.2	-	-	-	0.3	-					

5 資産運用

(1) 資産運用を考える前に

資産運用は、定年後の生活を踏まえて構築した生活設計計画に沿った運用を考えていかなければ、充実したものとはなりません。そして、その計画は定年後における経済的な不安、健康に関する不安、生きがいや孤独に関する不安などを解消し、家族を含めた幸せな人生を送ることができるような計画でなければなりません。従って、もう一度生活設計を再確認しておきましょう。

また、資産運用の対象となる金融商品はたくさんあり、今後も新しい商品が開発されることが予想されますので、常に新しい情報を把握しておくことを心がける必要があります。

(2) 資産の現状把握

退職後の家計の状況を考える上では、あらかじめ資産の現状を把握しておくことが肝要です。そのためには、まず家計の経済状況と資産の状況について、この項の終わりにある別紙1、2によりまとめておくことが便利です。

また、ゆとりのある退職後の生活を送るためには、住宅購入資金など高額なものは早めに蓄えておくことなど、将来の生活に則した計画的な資産運用を定年前から適切に行っておく必要もあります。

(3) 資産運用の基本

定年前に貯蓄する場合はもとより、定年後の大事な資産を運用する場合にも資産を効率的に運用するには金融に関する知識は欠かせません。

また、金融商品は、資産の使用目的を考えることと同時にその特性を知っておくことが必要です。

一般的に金融商品には流動性、安全性及び収益性の3つの性格があるといわれていますが、この3つの性格すべてに優れている商品はないという原則があることに留意する必要があります。

3つの性格と特徴及び金融商品は次のとおりです。

① 流動性

換金性や利便性ともいい、換金のしやすさのことです。日々の生活費や急な出費に備えた資金は流動性の高い商品で運用します。郵便局の通常貯金、銀行の普通預金、証券会社のMRF（マネーリザーブファンドの略、追加型公社債投資信託の短期運用で元本保証されておらずMMFより運用実績は低い）やMMF（マネーマネジメントファンドの略、追加型公社債投資信託の短期運用で元本保証されておらず、30日未満の解約は信託財産留保額が差し引かれる）があります。運用期間は1年程度を目安に、自由に資金を出し入れできることが商品選びのポイントです。

② 安全性

確実性ともいい、元本や利息の支払いの確実さを示し、住宅取得費や教育資金、老後のための資金など目的が決まっている資金は、安全性の高い商品で運用されます。元本保証で利回りの高い定額貯金、定期預金や債券、公社債投資信託などがあります。運用期間は2年～10年くらいで、住宅資金、教育費、自動車の購入資金など使うことが決まっているものに向いています。

③ 収益性

利殖性ともいい、金融商品の利息や値上がり益、運用益の大きいもので、余裕資金で運用します。株式、株式投資信託や外貨預金などがあります。運用期間に定めはありませんが、リスクは高いが高収入を期待できることがポイントです。

このほかに、インフレ対策資産として金融商品とは別に考えられているものに不動産、金、変額保険などがあります。

株式や債券といった金融商品などの保有資産の構成内容をポートフォリオといますが、これはもともと有価証券を挟んで保存する「紙ばさみ」、「折りかばん」を意味する言葉で、今では「資金を分散して商品を組み合わせて運用する」という意味で使われており、分散投資を通じてリスク（経済学では一般的に、ある事象の変動に関する不確実性）を低減させるものです。資産をどの商品でどのくらいずつ運用するのが良いかを考えて実行することになります。

ポートフォリオ運用の基本的な考え方は「財産三分法」と呼ばれているもので、「預貯金」、「株式」、「不動産」の3つに資産を分けて持つというものです。「預貯金」や「債券」で流動性と安全性を確保し、「株式」や「不動産」で収益性を追求してインフレリスクを減らすという考え方です。

この考え方を参考にして、個人の資産運用に当てはめると、「生活のための資金」、「使用予定のある資金」、「余裕のある資金」の3つに分類してから具体的な運用商品を決めていけばよいこととなります。運用の目安は次のとおりです。

① 生活のための資金

生活費や病気など不慮のときのための資金は生活費の6ヶ月分くらいを目途にすぐに換金できる預貯金などで運用

② 使用予定のある資金

住宅購入資金、車購入資金や家族旅行資金など決まった時期に必要な資金は使う時期までに換金できるよう元本保証のある定期預金などの商品で運用

③ 余裕のある資金

上記①、②以外は基本的には10年以上運用できる資金で、5年から10年程度で満期となる債券（国債、公社債）を中心に、株、株式投資信託、外貨預金、不動

産投資信託をはじめとするリスクの高い商品を組み入れて運用

金融商品はいずれにしろ、リスク（将来どうなるか分からない）とリターン（収益）を伴います。預貯金のようにリスクが低いほどリターンも低いものや株式などのようにリスクが高いほどリターンも高いというような関係になります。リスクが低くリターンの高い理想的な金融商品は基本的に存在しません。金融商品にうまい話はないということです。

リスクの主なものには次のようなものがあります。

① 信用リスク

元本や利息の支払いが滞ったり、支払い不能に陥る可能性のことです。具体的には国内の金融機関や企業、さらには海外の国や企業などが破綻し、結果として支払い不能などが発生する可能性のことを指します。

② 価格変動リスク

購入商品の価格が変動して、換金する際の受取金額が、当初の投資金額を上回ることもあれば下回ることもあるということです。株式や株式投資信託、転換社債、国際などは、日々の取引によって価格が変動します。その結果、預貯金に比べ大きな利益を上げることができる反面、損失を招く可能性もあります

③ 為替変動リスク

外貨預金をはじめ、外国の債券や株式、外貨建て投信など外貨建ての商品を日本円に換金する際、その商品の安全性や価格、利息とは別に為替の変動のみによって損益が発生する可能性があるということです。

④ インフレリスク

物価上昇率が金融商品の運用利回りを上回る可能性のことです。物価上昇が高すぎると資産の目減りを起こすこともあります。

⑤ カントリーリスク

ある国の政治情勢が安定しており、経済が堅調ならその国に投資するリスクは低いといえ、逆に政治や社会経済が不安定であった場合はカントリーリスクは高いと考えられる。

(4) 資産運用のポイント

① 分散投資

今後の生活設計を考慮して、「流動性」、「安全性」、「収益性」である資金の性格を生かした資金の分散をします。一般に年齢が若いほど収益性にウェイトを置き、高齢になるほど安全性にウェイトを置きます。

② 商品の分散

どんなに魅力ある商品でも一つの金融商品に集中するのは避けた方が無難です。元本保証の商品でも金融機関の破綻をある程度考慮する時代になってきています。価格変動商品に投資する場合は、商品の特徴を良く理解し、複数の性格の異なる商品に分散してリスクを減らします。例としては、株式に投資する場合には保有する株式の業種や会社を分けた方が値下がりリスクを軽減でき、また、会社を分散しても業種が同じでは適切なものとはいえない場合もあります。また、株式投資信託でも商品名は異なっても運用対象が似通った商品では分散の効果は薄れてしまいます。商品の分散は内容の異なる商品を組み合わせで行います。

③ 時間の分散

価格変動商品や外貨建ての金融商品に投資する場合は、銘柄分散のほかに、購入時期を分散することでさらにリスクを軽減させる効果が期待できます。時間分散によって購入単価を引き下げることができるからです。例えば、最初に株価が500円の時に買い、次に400円の時に買えば単価は450円になります。有利な金融商品があるからといって運用資金を一度につき込まず、運用の成果を見ながら時間分散で購入することも検討に値します。

④ 金利の変化と貯蓄選択

金融商品には、預入時の利率や利回りが満期まで変わらない固定金利の商品と市場の金利の動きに合わせて利率などが変化する変動金利の商品があります。低金利時代には変動金利で預入期間の短い商品、高金利のときには固定金利で預入期間や満期までの期間が長い商品に預けるのが基本です。

(5) 資産運用商品の種類と金融機関の利用上の注意点

① 預貯金

安全性や流動性を重視する資金に向いています。預入期間や解約手数料などを確認し、資金の目的にあった商品を選ぶことです。

注意することは金融機関も経営状況を前提に選ぶ時代に入っていますので、預金保険制度の内容を研究し、1,000万円超の資金を一つの金融機関に集中させる場合には十分な検討が必要です。

② 債券

債券とは国や企業が広く一般から資金を借りるときに、元本返済と利息の支払いを約束して発行する借用書のようなものです。国が発行するのが国債、事業会社が

発行するのが社債です。発行元が破綻しない限りは、満期まで保有すれば元本や利息の支払いは確実です。債券の特徴としては発行元の信用度が高いほど利率は低く、信用度が低いほど利率は高くなります。満期までの期間の長い債券の方が短い債券より利率は高くなります。

債券の信用度について、国債はともかく、社債の場合は企業の破綻もありえますから、購入する場合はその信用度と利率のバランスを考える必要があります。日本企業の場合は、発行時のほとんどが投資適格債のランクはBBB以上で債務不履行リスクが低く、信用力が高い債券ですが、その後の経営の悪化により格付けがBB以下（投機的格付債）になる場合もあります。また、格付けは金融庁が指定した格付け機関が行いますが、あくまでも格付け機関の意見なので、絶対的なものではなく、同じ社債でも格付け機関によって評価の異なる場合もあります。

債券は発行元が破綻しない限りは、満期まで保有すれば元本割れはありません。しかし、債券も発行後満期までの間は、株式と同じように日々取引されていますから、債券の価格は変動しています。そのため、発行元の信用度合いにかかわらず、途中で換金する場合は元本割れを起こす可能性もあります。これは国債でも同じです。市場の金利が上昇していく過程では発行元や満期などの条件が同じであれば利率の低い債券は利率の高い債券に比べて債券の価値が低くなるため、債券の価格が下がってしまいます。例としては利率2%の国債を保有していて、その後3%の国債が発行されると2%の国債の価値は下がってしまいます。従って、最初は満期保有するつもりでも途中で換金する必要が出てきたときに価格が元本割れを起こしていることもあります。反対に金利が下がっていく過程では低い金利の債券が発行されるほど利率の高い債券が有利になるので債券の価格は上昇します。

なお、2003年から発行されている「半年ごとに利息を見直すことになっている個人向け国債」の場合は、市場金利の上昇による価格の下落は避けられるようになっていますが、中途換金の場合は直近2回分の利息に相当する金額が差し引かれることになる等があるので、債券の購入に当たっては取扱条件などを確認しておくような注意が必要です。

③ 投資信託

投資信託は、多くの投資家から集められた資金を一つの基金（ファンド）にまとめ、運用専門家が債券や株式などに分散投資してその運用成果を投資額の割合に応じて分配する商品です。多くの投資信託は1万円という少額から始めることができます。投資信託の運営は、販売窓口である証券会社や金融機関、実際に運用を担当する投資信託会社及び投資家から集めた資金を管理する信託会社の3者によって行われています。投資信託は、運用対象により大きく2つに分類されます。

一つは債券など安全性の高い商品（元本保証ではありません）で運用する公社債投資信託で、もう一つは株式を運用対象に入れた株式投資信託です。公社債投資信託にはMRFやMMF、長期公社債投信などがあります。一方、株式投資信託は、

その組み合わせによって数多くの種類があるのが特徴です。また、投資信託には、いつでも購入・換金できる追加型(オープン型)投資信託と、購入が一定の期間内に限定される単位型(ユニット型)投資信託があります。現在販売されている投資信託の多くは追加型投資信託です。

投資信託を選ぶポイントは、(ア) 自分の投資方針(年に何%の収益を期待するのか)を決める (イ) 手数料などの経費を調べる (ウ) 過去の運用実績を調べる (エ) 選んだ投資信託の価格が騰落する原因を理解する (オ) 買った後も実績の推移や運用方針・スタイルなどをチェックするなどです。特に(ア)は重要です。現在のような超低金利下で高い収入を望むのであれば、選択肢は株式、株式投資信託、不動産投資信託、外貨建て商品に絞られてくるからです。つまりある程度リスクを認識した上で投資することになるのです。

④ 株式

株式はハイリスク・ハイリターンの代表的な投資対象です。投資資金は、「生活費や目的のある資金」、「将来に必要な貯蓄」を除いた「余裕資金」で行ってください。また、投資対象を選ぶ際にも株式投資の基本を身につけ、投資先の企業を充分研究したうえで行ってください。さらに投資企業の分散や資金の時間分散を図り、一度に大きな損害を出さないように留意する必要があります。

⑤ 外貨建て商品

諸外国の高利回りの債券や投資信託は、低金利の日本から見ると魅力的です。外貨建て商品投資のポイントは、まず発行元の安全性を確認することです。日本に比べ情報量の少ない海外の国や企業が発行する債券や株式に投資する場合は十分な検討が必要です。安全性が確認できたら次に考えるのは為替です。いくら高利回りの商品でも為替が円高になると利息を上回る損失が発生し元本割れを生じることもあります。あまり多額の資金を投入せず時間分散を図りながら投資したいものです。仮に購入時よりも円高になっていた場合には次のような対策が考えられます。

- (ア) その時点で換金せず、外貨預金や外貨建て MMF などに資金を移し 円安を待ちましょう。(手数料を事前に確認する必要があります。)
- (イ) 高利回りを生かし長く保有する。(円高による元本割れに注意が必要です。)
- (ウ) 外貨建て投資信託の場合には、一定の円高までは目減りしない商品(ヘッジ(リスク回避ファンド)あり投資信託)の利用も考えましょう。

(6) 金融機関の利用者保護制度(ペイオフ制度)

① 預金保険制度(銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫など)

預金保険制度は、預金等を取り扱う金融機関が破綻に陥った場合に預金者を保護する制度です。預金保険制度は、政府・日銀・民間金融機関の出資により設立された預金保険機構によって運営されています。預金保険法により平成17年3月末までは普通預金、当座預金、別段預金に限り金融機関が破綻した場合でも全額保護さ

れました。平成17年4月以降当座預金などの無利息・要求払い・決済サービスの3条件を満たす預金は全額保護の対象となりますが、それ以外の預金は全額保護されるものはありません。一つの金融機関について1,000万円以上の預金があった場合、預金者1人当たり元本1,000万円とその利息が預金保険機構より保険金として支払われます。これをペイオフといいます。それを超える部分については金融機関に財産が残っていれば支払われることになっています。

なお、金融機関の破綻に際して取られる措置は、まず、破綻金融機関の預貯金等を譲り受ける救済金融機関を探し、その際、必要な資金を援助する方法がとられ、その次にペイオフの方法がとられることになっています。

② 投資者保護基金

証券取引法に基づいて設立されている法人です。証券会社が顧客から預かる有価証券や金銭は、証券取引法で証券会社の経営資産とは分別して保管することが義務づけられており、万が一経営破綻してもすべて返還されることになっています。それでもなお、顧客資産の円滑な返還が困難だと認められた場合に先の基金より1人1,000万円を限度として補償されます。

③ 保険契約者保護機構

保険業法に基づいて設立されている法人で生命保険契約者保護機構と損害保険契約者保護機構が発足しています。破綻保険会社の保険契約の移転等を受け入れる救済保険会社に対して資金援助を行うほか、救済保険会社が現れる見込みがないときは、機構が保険契約の引き受けあるいは機構が設立する承継保険会社に保険契約を承継することにより、契約の継続を図りますが、契約内容の変更が行われる可能性があります。

(7) 金融商品をめぐるトラブルの回避と注意点

① 金融機関とのトラブル

金融商品に関するトラブルとしては次のパターンが考えられます。

(ア) 営業員から受けた説明と運用の成果が異なっていた。

例えば元本保証といわれたのに元本割れしてしまったなどのケース場合は、必ず営業員の説明を裏付ける資料があるかを確認しましょう。その際、商品の性格が理解できなければ理解できるまで説明を求め、どうしてもわからない場合は購入を見送ることも考えましょう。

(イ) 明確に返事をしたわけではないのに勝手に売買されてしまった。

これは営業員とのやりとりの中で多く出てくるトラブルで、最後は「売買すると言った」「言わない」の争いになるケースです。このトラブルを避けるには、はっきりとした意思表示をすることです。「買う」「買わない」、「検討してから後日回答する」など営業員にはっきり伝えることを心がけましょう。

② 自己責任の時代

金融分野の自由化が進むにつれ、さまざまな商品が登場しています。そして、そのしくみも複雑でパンフレットに一度目を通したくらいでは理解できないものが多く見られます。ですから、自分にあった金融商品を見つけるためには、今まで以上に金融商品の勉強が必要になってきます。単に利回りが高いとか他の人が儲かったからといった理由だけで購入する前に、商品を良く理解する努力をし、そのうえでしくみが理解できたら購入を考えましょう。あたりまえのことですが、自分の資産は他人まかせにせず、自分で守りたいものです。

③ 金融商品販売法

金融商品の販売に関する消費者保護の法律です。大きく3つの柱があります。(ア) 金融商品を販売する業者は、その商品のリスクなどの重要事項を消費者の理解力に応じて説明する義務があります。重要事項には、元本割れのおそれ、解約可能期間の制限などがあります。(イ) 消費者が被害を被った場合には、消費者は販売業者が説明義務違反を犯していることが立証できればよく、今までより損害賠償請求の際の負担が軽くなっています。(ウ) 販売業者は、消費者の知識や経験、財産の状況に応じた勧誘をすることと、勧誘方法や場所、時間帯を考えて勧誘することが義務づけられています。

この法律は、金融商品の契約に限らず、事業者と消費者契約すべてが対象です。事業者が「嘘を言った」、「確実に儲かるといった」、「都合の悪いことを隠していた」などの行為があった場合は契約を取り消すことができます。ただし、事業者に対する行政上の罰則はありません。

(8) 悪質商法の種類とクーリング・オフ

① 特定商取引に関する法律

「特定商取引法」「特商法」とも言われ、昭和51年に「訪問販売等に関する法律（訪問販売法）」として制定されました。その後、平成12年の改正で「特定商取引に関する法律」に変更されましたが、第1条に「この法律は、特定商取引を公正にし、及び購入者等が受けることのある損害の防止を図ることにより、購入者等の利益を保護し、あわせて商品等の流通及び役務の提供を適正かつ円滑にし、もって国民経済の健全な発展に寄与すること」と同法の目的が記述されていますが、業者と消費者の間における紛争が生じやすい取引を「特定商取引」と定義し、同取引に関する業者からの不公正な勧誘等を規制しています。

また、同規制を実効的なものにするため、消費者庁等の監督官庁に対して調査権限を与え、同規制に反した業者に対する行政処分（業務停止命令等）及び刑事罰についての規定も設けられています。

さらには、これらに加えてクーリング・オフ等、契約解除に関する特別な規定も設けられており、紛争の解決を図ることにより、取引の公正性と消費者被害の防止を図っています。

この法律においては、次の6つの形態が「特定商取引」として定義され、規制の対象とされています。

(ア)訪問販売、(イ)通信販売、(ウ)電話勧誘販売、(エ)連鎖販売取引（いわゆる「マルチ商法」、「ネットワークビジネス」、「MLM(マルチ・レベル・マーケティング)」）、(オ)特定継続的役務提供（語学教室やエステティックサロンなど）、(カ)業務提供誘引販売取引（いわゆる「内職商法」など）。また、特定商取引には含まれませんが、売買契約に基づかないで一方的に商品を送りつけてくる商法（「送りつけ商法」又は「ネガティブ・オプション」）などについても規定され、規制されています。

② 悪質商法の主なもの

(ア) かたり商法

突然自宅に「消防署の方からきました」、「水道局の方からきました」などと言いながら「消火器の設置義務が新設されました」、あるいは「水が汚れているから浄水器を設置しなければならない」といい、消火器や浄水器を売りつけるもので特定商取引法の訪問販売に該当します。

(イ) キャッチセールス

路上や街頭で「アンケートに答えてください」、「お肌の診断をしたい」、「手相を見せてください」などと呼び止め、営業所や喫茶店に同行し商品やサービスの勧誘をして契約させるものでいずれも訪問販売に該当します。

(ウ) アポイントメントセールス

アポイントセールスとは電話、FAX、ビラやパンフレットなどで「抽選で当たりましたからプレゼントを取りに来てください」などと販売の目的を告げずに営業所への来訪を求めたり、「あなただけに特別価格で販売いたします」などと他のものと比べて著しく有利な条件で契約できることを告げて営業所へ呼び出す方法で目的秘匿型呼び出し販売と有利条件型呼び出し販売（いずれも政令適用）があり、訪問販売に該当します。

(エ) デート商法

街頭で突然異性から声をかけられ、または電話で呼び出され喫茶店に連れて行かれて高額な宝石や貴金属などを購入させられる商法、キャッチセールス、アポイントセールスの一種で訪問販売に該当します。

(オ) 展示会商法

絵画や着物などの展示会が開催されるということをはがきや勧誘の電話で会場に誘致し、高額な絵画や着物を販売するものです。アポイントセールスの一種で、訪問販売に該当します。

(カ) 催眠商法（SF商法）

催眠術的な手法を導入し、消費者の購買意欲をあおって消費者にとって必ずしも必要ではない商品売りつける商法です。最初にこの商法を始めた団体（新製品(S)普及(F)会）の名にちなんでSF商法とも呼ばれています。具体的には封書

や広告、街頭でのチラシや無料の商品引換券の配布などによって販売会場へ誘い出し言葉巧みに消費者を一種の催眠状態に陥れて商品を売る方法を言います。日用品などを無料で配り、最終的には高額な布団や貴金属を販売するといった手口が典型的な方法で、キャッチセールス、アポイントセールスの一種で訪問販売に該当します。

(キ) 点検商法

床下や水質の無料点検などを口実に点検を行い、点検後に「工場の必要がある」といいながら高額な工作物を販売したり、その設置工事を行うもので、訪問販売に該当します。

(ク) 霊感商法（霊視商法、開運商法）

主に街角や戸別訪問で声を掛け、人の不安や信仰心につけ込み、高額な印鑑や壺などを売りつける商法です。被害金額も比較的高額となっており、訪問販売に該当します。

(ケ) 現物まがい物商法

金やダイヤモンドなどを売りつけ、それを業者が一時的に預かる代わりに消費者に権利証を発行して一定期間後にそれを運用した利息を支払うという手口が一般的です。典型的な例としては豊田商事事件があります。消費者の手元には権利証しか発行されませんので実際にその業者が金やダイヤモンドを所有しているか疑わしいものです。この現物まがいの商法は特定商品預託取引法で規制されています。

(コ) 資格商法

独立や就職に有利な資格講座を受講または教材を購入させて、その資格を取れば仕事を紹介するものをいいます。これは業務提供誘引販売取引に該当します。

(カ) 内職商法

その仕事に使用する商品の購入やサービスの提供で金銭負担をさせるものの、実際には様々な口実により当初説明された仕事の紹介がなかったり、紹介されても次第に減少して、結局お金を支払っただけと言う商法です。これは資格商法と同じく業務提供誘引販売取引に該当します。

(シ) モニター商法

「布団や浄水器などの商品を購入してモニター会員になれば商品を利用した感想をアンケートに記入して提出するだけで毎月高額のモニター料を支払います」、
「着物などの商品を購入し、その商品を着用して展示会に参加すれば毎月高額のモニター料を支払います」などと勧誘しこれらの商品を購入させるものの、次第にモニター料の支払がなされなくなり、結局はお金を支払っただけというものです。これも業務提供誘引販売取引に該当します。

(ス) マルチ商法

組織へ加入することを商品の販売資格の条件として消費者を勧誘し、商品販売

による中間マージンの他新たな加入者を増やすことで更に利益が得られるという販売システムです。また、加入者をいくつかのレベルに分けて上級のレベルほど利益を大きくすると言うピラミッド構造をしており、金品を支払う参加者が無限に増加するという組織構造を前提とした商法である「無限連鎖講（いわゆるネズミ講）」と非常に似通った商法です。これは連鎖販売取引に該当します。

(セ) 送りつけ商法（ネガティブ・オプション）

商品を購入していないのに、業者が一方的に送りつけてくる商法です。商品が送りつけられた場合、a) 商品を受け取った日から14日間、b) 商品を引き取るよう業者に請求したときは、その日から7日間を過ぎても業者が引き取らない場合は、商品を返還する必要はなくなります。

(リ) このほかに、海外先物取引商法、海外宝くじ商法、ホームパーティ商法、オレオレ詐欺などがあります。

③ クーリング・オフ

クーリング・オフとは訪問販売などで高価な品物などの購入契約をした後でも一定の期間内であれば消費者が事業者との間で申込みや締結した契約を理由なく無条件で撤回・解除できる制度です。

ただし、3,000円未満の取引である場合、通信販売の場合、化粧品などの消耗品を一部でも使用した場合、自動車購入の場合にはクーリング・オフはできない場合があります。

悪質商法は、特定商取引法や宅地建物取引業法など適用される法令が異なりますので、被害にあったらすぐ最寄りの警察署（防犯係）、市区町村の消費者相談窓口、国民生活センター、消費生活センター（地方自治体によっては生活科学センター、軒生活センター、私生活センター等名称が異なる場合もあります。）に相談してください。

家計の月間・年間収支状況(年 月 日現在)

(単位：千円)

収入内訳		収入月額	期末勤勉手当等	収入年額
給 与(手取り)	計			
	夫			
	妻			
預貯金等利息				
その他の収入				
年 金 (夫)				
年 金 (妻)				
収入合計 (A)				

支出内訳	支出月額	臨時支出	支出年額
食 料			
住 居			
光熱・水道			
家具・家事用品			
被服及び履物			
保健医療			
交通・通信			
教 育			
教養娯楽			
小遣い、交際費			
その他			
支出合計 (B)			

収支差 (A) - (B)			
---------------	--	--	--

資産の状況(年 月 日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
預貯金()		住宅ローン残高	
		その他の借入残高	
定期預金()			
有価証券()			
不動産()			
その他()			
合 計		合 計	